

第七十一回国会 農林水産委員会 議 録 第三十一号

昭和四十八年六月十三日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 坂谷 忠男君

理事 藤本 幸雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

理事 笠岡 喬君

吉川 久衛君

正示啓次郎君

菅波 茂君

長谷川 峻君

安田 貴六君

角屋啓次郎君

野坂 浩賢君

湯山 勇君

庄司 幸助君

瀬野栄次郎君

稻富 稔人君

出席國務大臣

農林大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

環境庁水質保全局長 岡安 誠君

大蔵省主計局次長 吉瀬 維哉君

厚生省環境衛生局長 浦田 純一君

農林省畜産局長 大河原 大二郎君

水産庁長官 荒勝 巖君

通商産業省化学工業局長 齋藤 太一君

委員外の出席者

通商産業省公害保安局公害防止指導課長 松村 克之君

通商産業省化学工業局化学第一課長 高橋 清君
運輸省港湾局技術参事官 大久保喜市君
農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

六月十三日

辞任

諫山 博君

同日

辞任

庄司 幸助君

補欠選任

補欠選任

諫山 博君

本日

の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

提出第五八号)

漁船積荷保険臨時措置法案(内閣提出第五九号)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

派遣委員からの報告聴取

〇佐々木委員長

これより会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

先般、有明海等における水銀等による環境汚染に伴う漁業被害調査のため、九州地方に委員を派遣いたしましたのでありますが、この際、派遣委員より報告を聴取いたします。森下元晴君。

〇森下委員

有明海及び八代海における水銀等による環境汚染に伴う漁業被害状況調査のため、去る六月九日から十一日までの三日間、熊本県を

じめ、福岡県、長崎県、佐賀県にわたって、角屋委員、馬場委員、中川委員、瀬野委員、神田委員と私、さらに地元から坂田議員が参加され、現地の実情を調査いたしました次第であります。百聞は一見にしかずというところがあり、現地に参りまして、水銀等による環境汚染による住民の不安はもとより、目の前に魚介がいても漁をするのができない、たとえ漁をしてもとった魚介は売れない、休業に追い込まれている漁業関係者の物心両面の苦痛、打撃は筆舌に尽くせないものであり、大きな社会問題、政治問題であります。とりあえず、以下調査結果の概要を御報告申し上げます。

まず、調査日程の概要を申し上げます。

六月九日熊本県庁において、知事をはじめ、去る五月二十二日その報告をなし、各方面に多大の反響を呼び、今回の発端の一つになった二十一年後の水俣病に関する疫学的、臨床医学的なびに病理学的研究の研究班代表である熊本大学武内教授並びに熊本県漁連会長、熊本県鮮魚公對策協議会の代表者等から、実情の説明及び要望を受け、次いで水俣病の原点ともいべき水俣港に至り、海上より明神崎から志路島の沖合いをめぐり稚ノ木崎に至る漁業自主規制区域設定の状態を視察するとともに、水俣市役所において市長をはじめ関係漁業協同組長、水俣市北鮮魚小売商組合代表者等から現状及び要望を聴取し、さらには水俣病患者の医療を主眼とする施設である明水園を訪ね、二十六人の入園患者をお見舞いした次第であります。

次いで、六月十日には、さきに述べた武内報告において「有明地区では、水俣病と区別できないものが八名、疑いのものを二名含んで十名の患者が水俣病と同様の症状で疑わしいという結果となった。」と指摘があり、いわゆる第三水俣病といわれ

た有明海沿岸の調査に当たったのであります。最初に、昭和四十年まで水銀を使用するアセチレン法でアルデヒドを製造していた宇土市にある日本合成化学工業熊本工場を視察し、工場長等から説明を受けるとともに、当時の工場あと及び排水口等を調査し、次いで宇土市役所において宇土市長以下周辺の漁業協同組長等から実情を聴取し、引き続き天草郡有明町公民館において多数の漁業者等が集まっている中で、天草地区二十六漁協のうち、有明海に面する九漁協の代表、鮮魚商の代表、漁民等から魚価の暴落、果ては休業のやむなきに至っている窮状の訴えが行なわれたのであります。

私も有明町に参りますとき、ちょうど干潮時に当たっており、干満の差が大きいこの海特有の広大な干がたが見られたのであります。日曜日もかかわらず、潮干狩りの姿はどこにも見られず、また、道路わきに点在する貝類の立ち売り小屋には人影はなく、零細な漁民の心情を象徴しており、心を打たれた次第であります。

また、有明海および八代海の両海に接する宇土郡三角町に参り、町役場においても町長をはじめ関係者の方々からそれぞれ陳情を受けてまいったのであります。

最終日であります六月十一日におきましては、福岡県大牟田市役所において、福岡県、長崎県及び佐賀県下における漁業被害の状況を、県当局者をはじめ、漁連会長各位等からそれぞれ承り、さらに、三井東洋化学株式会社大牟田工業所に至り、工場長等から水銀含有排水処理を中心とした説明を受けるとともに、水銀を使用する食塩電解工程を視察し、その排水処理等の実情を視察いたしました次第であります。

以上が私どもの調査の概要であります。次に、四県関係者から要請のあったおもな項目を要

約列挙して御報告いたします。

一、有明海、八代海、阿蘇海の濃密な環境調査と汚染原因の究明を早期に実施すること。
これが実施については国の積極的な指導と援助を講ずること。

二、地域住民の健康を守り、不安を解消するために、沿岸住民に対する健康調査の早急な実施と国による医師団の派遣等検診医師の確保について格段の援助を行なうこと。

三、水銀を含有する魚介類の摂取について、安全基準を国において早急に設定すること。

四、魚介類の検査を継続実施する体制を確立し、常時安全性を確認すること。

五、水銀等による汚染水域における漁獲禁止と補償等に関する立法措置を早急に検討し、救済措置を講ずること。

六、有明海、八代海沿岸漁民、魚市場関係者、鮮魚商等の経済的損失に対し、長期、低利の資金援助を行なう等救済措置を講ずること。

七、沿岸漁民の生活の安定をはかるため、第二次沿岸漁業構造改善事業の早期着手、ワクの拡大及び大規模増殖開墾事業の推進等沿岸漁業の振興につとめること。

八、水俣湾の締め切り、埋め立ての事業を年内に着手実施すること。

九、堆積汚泥の処理等汚染漁場を復旧すること。

十、公害対策漁業基金を創設すること。

十一、水俣病の予防、治療方法等の解明のため、国においてその研究を行なうこと。

十二、水俣病患者の適切な医療を実施する等のため、国の機関として水俣病総合センター（仮称）をすみやかに設置すること。

以上、要約して簡単に申し上げましたが、現地の実情は、関係者が零細な沿岸漁業者であり、生活の場を奪われ、日々の生活を破壊されようとしているところであり、その対策は、県や市町村の能力を越えるものであり、この際特に各府県一丸となつての適切な救済措置が講ぜられること

が急務であることを痛切に感ずるとともに、私も

もいたしまして、委員各位とともに本委員会が一丸となつてこれら各種要望の早期実現のため最善を尽くされますことを願つてやまないとこ

であります。

最後になりましたが、今回の調査にあつては、県当局をはじめ漁業関係者各位の絶大な御協力をいただきましたことに對しまして、この席を

かりまして衷心から感謝申し上げ、簡単であります

が、報告を終わる次第であります。（拍手）

派遣委員各位の御芳苦に對し、心より感謝申し上げ

ます。

○佐々木委員長 以上で報告は終了いたしました。

派遣委員各位の御芳苦に對し、心より感謝申し

上げます。

○佐々木委員長 この際、小委員会設置に関する

件についておはかりいたします。

すなわち、先ほどの理事会で協議いたしました

とおり、小委員十三名よりなる水産業被害対策小

委員会を設置したいと存じますが、御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつ

て、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきま

しては、委員長において指名したいと存じま

すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつ

て、さよう決しました。

次に、小委員及び小委員長の辞任の許可及びそ

れに伴う補欠選任、委員辞任に伴う小委員及び小

委員長の補欠選任、並びに、小委員会におきま

して参考人の出席を求め、意見を聴取する必要が生

じた場合は、参考人の出席を求めることとし、

その人選及び出席日時その他所要の手續につきま

しては、委員長に御一任願いたいと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつ

て、さよう決しました。

次に、小委員及び小委員長の辞任の許可及びそ

れに伴う補欠選任、委員辞任に伴う小委員及び小

委員長の補欠選任、並びに、小委員会におきま

して参考人の出席を求め、意見を聴取する必要が生

じた場合は、参考人の出席を求めることとし、

その人選及び出席日時その他所要の手續につきま

しては、委員長に御一任願いたいと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつ

て、さよう決しました。

○佐々木委員長 漁船損害補償法の一部を改正す

る法律案、漁船積荷保険臨時措置法案、及び水産

業協同組合法の一部を改正する法律案の各案を一

括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許し

ます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 ただいま議題になりました水産業協

同組合法の一部を改正する法律案、漁船損害補償

法の一部を改正する法律案、漁船積荷保険臨時措

置法案、いわゆる水産三法が本委員会に提出さ

れ、去る六日から議論が展開されてまいつてお

るわけでございますが、各委員御承知のとおり、

本委員会といたしまして、先週の土曜日から日

曜、今週月曜日にかけまして、私も本委員会に十

数年籍を置いておりますけれども、公害に関連す

る水産被害の問題で現地調査をやるといふのは、

本委員会としては初めてであります。事はござ

うに、第三水俣病の問題をはじめ、最近のPCB

汚染問題等を含めまして、漁業者あるいは漁業関

連者としては深刻な事態に迫り込まれておるわけ

でございます。これは単に農林省サイドだけで

はなしに、政府といたしまして、関係各省総合

的に、やはりこれらの問題に対する緊急、さらに

恒久的な対策を立てなければならぬ重大な段階に

来ておるわけでございます。政府は、昨日閣議に

おきまして、水銀汚染等対策推進会議の新設を正

式に決定をされまして、第一回目の会合を明日環

境庁で開くというふうに承つておるわけござい

ます。同時に、私も二日間現地に参りました実

感からいたしますと、水俣に参りましたも、ある

いは宇土に参りましたも、あるいは三角あるいは有

明に参りましたも、大牟田に参りましたも、これ

は地方自治体である県市町村、あるいは漁業者あ

るいは鮮魚商、市場の関係者、あるいはこういつた

ことで影響を受ける旅館業者、行商人等々も含め

まして、極端な表現をする人は、もうまさに暴動

一步手前の凶悪な空気であるといふふうにも言っ

ておるわけでございますが、私も、私も、私も、

て、こういう事態に對して政治がどうかたえるべ

れに直接参画をするわけですが、この問題に對して、きのうの閣議等も踏まえながら、政府としてこれら水銀等汚染の問題についてどういふ方針であるか、これをひとつ農林大臣から冒頭にお答えを願いたいと思います。

○櫻内閣務大臣 最初に、お答えする前に、本委員会におきまして第三水俣病問題を中心として現地調査をしていただき、ただいま詳細なる報告を承りまして、私としてもその責任の重大なることを痛感いたしました、今後万端漏れなく対策を講じてまいることをお願いいたします。なおまた小委員会も御設置いただきまして、一そう緊密な連絡の上で、被害者の皆さま方の御心労に報いたいと思います。

ただいまお尋ねの昨日の閣議決定でございますが、その際におきまして特に環境庁長官からは、事態は緊急を要する問題であるので、この推進会議設置に伴って関係各省庁においては迅速に対策を立案されて、昨日の時点でございまして、明後日の八時の会議には具体策のとられるよう御用意をお願いいたします、長官のこの御趣旨の発言でございます、農林省の私どもの立場からいたしましてまことに当然の発言ではございますが、この発言に伴いまして、いま現に農林省としては水産庁を中心にとのように対処し、どのような案を必要とするか、この第三水俣病の発表以来各方面からの御要望事項もございまして、また合同調査の結果も得ておりますので、それらをこの推進会議を通じて反映せしめ、具体策を講ずるようにつとめたい、おそれなく私のこの受けとめ方は各関係省庁においても同様であらう、このように推察をいたしますので、これをもってお答えしたいと思います。

○角屋委員 この際、環境庁はじめ厚生あるいは通産、それぞれのところからおいででありますし、同時に、直接今回の公害に係る被害者の立場にありまます漁業者等の問題では水産庁長官も御出席であります、各それぞれの出席の関係省

におけるこの問題の問題意識の受けとめ方、どうすべきかという点について、それぞれの省の立場での、あしたの会議以降に向けてどういふ考え方でいこうとおられるのか、簡潔に環境庁から次々とお答えを願いたいと思います。環境庁の次に水産庁。

○岡安政府委員 いま先生お話しのとおり、昨日の閣議で水銀汚染等対策推進会議というものが設置がまじりまして、あしたの八時から、三木長官出席のもとに、関係省庁の局長クラスの御出席をいただきまして第一回の会議を開くということにいたしました。趣旨は、先ほど農林大臣からお話し申し上げたとおりでございます。私どもはそういう趣旨に基づきまして、まず緊急に対策を講じなければならぬ事項というものを最初に取り上げたい、それからやはり恒久的な対策もあわせて今後取り組むということでございます。

まず緊急的な事項といたしましては、やはり今回問題になりました水銀並びにPCBによります汚染によります漁民の被害の問題、これはやはり第一番に取り上げなければならぬ。これに対する対策、とりあえずの対策をどうするか。それから、汚染が起ころうとするのか、それを今後安定的な処理ということのためには、安全性の基準といふことが、これは厚生省にお願いしまして、これも対策を早急に確立する必要がある。それから今後の汚染を防止するという意味合いから、やはり現在までに起ころうとする汚染の原因も明らかにしなければならぬというふうな問題。さらに最終的には、人間の健康に影響があるというところで、人間の健康の問題につきましても取り組みたいというふうな、総合的な観点から、各省それぞれ分担をしていただきまして、とりあえず第一回の会議をあした開きたい、かように考えておる次第でございます。

【委員長退席、山崎(平)委員長代理着席】
○荒勝政府委員 冒頭大臣から申し上げましたように、今回の水俣病あるいはPCB汚染によりまして魚介類が非常に汚染を受けておりましたことに

つきましていろいろな調査を先般政府といたしましても発表したわけでございますが、国民の健康にかかわる重大な影響があるということはいえ、実質的に漁獲の禁止という形をとることによりまして漁民の皆さん方に非常に御迷惑というか、非常にひどい打撃を与えた、結果的にはそういう形になったというところにつきましては、私としましては、今後これが対策に一そう努力しなければならぬというふうに感じておるわけでございまして、基本的にはやはり海をこれ以上よごしてはならないということに立ちまして、公害の防止というところにつきましては今後全力をこめて各省庁と協力して努力してまいりたい、このように思っております。また、明日の環境庁の会議を前にいたしまして、私たちといたしましては水産庁の立場からこの公害対策について前向きな姿勢で発言をして今後推進してまいりたい、このように考えております。

○齋藤(太)政府委員 通産省といたしましては、今回の第三水俣病の問題の発生にかんがみまして、過去に水銀を使用し、あるいは水銀を使用いたしております工場群につきまして、現在当省の担当官を現地に派遣をいたしまして、水銀の処理状況あるいは水銀含有物の廃棄物の保管状況等につきまして現在現地調査を行なっておりますところでございます。この現地調査の結果を待ちまして、廃棄物の今後の管理対策、それから汚染源の究明、この二つをいたしたいと考えています。また、現に稼働中の水銀電解法によります苛性ソーダ工場につきましては、従来から監督を厳にいたしまして、いやしくも排水中に水銀が流れ出ないようにはいたしておたところでございますけれども、さらにその監督を厳にいたしますとともに、今後は新増設につきましては水銀を使わない製法に工場を転換させるように現在検討中のところでございます。

○浦田政府委員 厚生省といたしましては、環境庁を中心といたしまして、まず汚染地域の、ことに漁民の方を重点とした健康調査、それから健康被害、すでに起こっております病気の治療方法等について積極的に協力してまいりたいと考えております。また、食品を通じて一般の国民の方々に非常な不安を起してありますが、これを一刻も早く解消するために、現在専門家会議を開きまして、食品中におきまして水銀等の基準についての御検討をお願いしておりますが、これを一刻も早く結論を出していただくようになお努力をいたしたいと考えております。

○角屋委員 これは、第三水俣病のわれわれ調査に行った地域の問題のみならず、徳山湾あるいは敦賀湾、あるいは最近では水産庁のほうで発表した八地域に入つてなかつたはずの東京湾、各方面で問題が提起されておるわけでありますが、こういった事態にかんがみまして、私どもも社会党としても、去る六日に成田委員長名で田中総理あてに五項目の要求を私が代表いたしました二階堂官房長官に申し入れをするという経過がございました。

これは、簡潔に言えば、一つはやはり発生源である工場名をすみやかに明定をする。これが必要である。第二番目は、それはいいとしても、地域あるいは工場の相手側に対して若干の時間を要するといふケースが残念ながら考えられる場合がある。そういう場合も考えに入れて緊急対策を講じていかなければならぬ政治的な責任の立場から見て、やはりそういう場合に国の責任において被害者の生活を保障するための、たとえば漁業被害等公害被害にかかわる漁民救済緊急特別措置法といったようなもの立法化を今度の国会中にきめて、やはり現地の切実な要求にこたえる必要がある。第三番目としては、やはりPCBあるいは水銀汚染等の有毒物質の検査体制というものを確立して、この結果については随時必要な公表をしていく必要がある。また、すでに海域などに放出されておりますところのPCBや水銀など有毒物質の回収処理というものを、やはりそれぞれの地域の事態に即して総合的な対策の中でどうしてもこの問題を考えなければならぬ。いかにして漁

業のできるきれいな海に回復をしていくかという問題は、今後の重要な水産サイドからの問題である、こういうふうに考えます。さらに、何となくもこういって海域汚染に関する問題の対策を進める場合には、直接やはり海域を生計の場としておる漁民の理解と協力というものがなければならぬのでありまして、そういった立場に立ちながら漁民のこれからの緊急問題をどうするか、あるいは今後の沿岸漁業対策というものをどうするかといったものも考えに入れた中で、これからの緊急並びに恒久的な公害行政を推進する必要がある、こういうふうな私どもは五項目にわたった問題の要求について、過般私が二階堂官房長官のほうに成田委員長の要請の文書を手交いたしました。これがこの問題に対するわれわれの基本的な立場であります。

そこで、逐次われわれの調査の状況に基づいてお伺いをしたいのでありますが、まず魚介類中の水銀の安全基準の問題、水質基準の問題、あるいは底質基準の設定問題、先ほど厚生省のほうから、魚介類中の水銀の安全基準の問題については、速急にこれの基準の決定をやりたい、こういうお話がございましたが、この点については、おそらく暫定基準という形でとりあえずきめるんじゃないかとも思うわけでありますけれども、これらの問題について、厚生省の中には、魚介類の水銀に関する専門家会議ということで、樺忠雄新潟大学教授が座長になりまして、十二名で専門家会議が構成されておるといふふうに承っておりますが、安全基準の決定をいつにめどを置いて現在作業中であるか、大体いつにはきめられるのであるか、この点について厚生省からお答えを願いたいと思います。

○浦田政府委員 魚介類の水銀に関する専門家会議は、先月五月三十日に発足いたしました。私どもは、先月二回ほど会合を開いております。私どもの気持ちとしては、恒久的な基準はこればかりは時間をとおくといえませんが、暫定基準はできるだけ早い機会にということ、六月一ぱい

をめどに何とか結論を出していただきたいというふうにお願いをいたしております。学問的に権威あるものと、それから時間的な制約との両方の矛盾に迫られているわけでございますが、私どもの強い要請を専門家の方々にいたしてありますので、何とか早い機会に結論がいただけるものと考えております。

○角屋委員 再度お伺いするんですが、今月一ぱいをめどに暫定の安全基準については決定する方向でいま検討がなされているというふうに承知をするわけですが、そういうふうに判断をしてよろしゅうございませうか。

同時に、その場合に、五月二十二日に熊本大学医学部十年後の水俣病研究班という形で「十年後の水俣病に関する疫学的、臨床医学的ならびに病理学的研究(第二年度)」という中でいわれる報告書が出されたことが、第三水俣病の一つの大きなセンセーションを巻き起こす契機になったわけでございますけれども、この中心におられる熊大の武内教授、それから従来、体内に水銀が入った場合の半減期の問題では喜田村教授の説があったわけでありまして、この喜田村教授の半減期の七十日というのに対して、武内教授は、脳内のメチル水銀の半減期は現実には約三倍の日程、つまり二百三十日という半減期説を唱えておるといふふうに私どもは聞いておるわけでありまして、うろたふに私どもは聞いておるわけでありまして、そういう問題の調整と最終決定の方向というのはどういう方針でやられるわけですか。

○浦田政府委員 暫定基準は今月一ぱいに一応の結論を出していただきたいと考えております。それから半減期の問題でございますが、いろいろといままでの会議でもって、現在まである研究の結果あるいは資料等が提出されて、意見が交換されております。その中で、御説問の半減期の問題は、次回、十五日の日に武内教授のほうからあらためてその考え方、計算方法について御説明があることになっておりますので、その結果を待って――専門家会議の中でもいろいろと御意見

が出るとは思いますが、私どもとしてはその結論を待ちたいと考えております。

○角屋委員 私ども現地に行つて、たとえば熊本の場合もそうですし、それから大牟田で開かれたした長崎、佐賀、福岡の三県にわたります県市町村、それから漁業者をはじめ関係の方々の総合的な会合の中でも出たのは、どの海域はだいたいどうぶだ、あるいはどの海域は、とれる魚から見て操業を停止しなければならぬ、あるいは規制をしない、安全であるというふうなことをすみやかにきめてもらわなければ、現在の一波万波の非常に深刻な事態はどうしても解消しない。現実には、この問題が提起されてから、熊本県知事の場合でもあるいは福岡や長崎や佐賀の場合でも、山口の場合でもそうでしたが、知事名で安全宣言を出すというところはありますけれども、現実の漁業の関係なり市場の関係なり、あるいは消費者の受けとめ方なりというものは、そういう形にならな

い、寝心暗鬼であるといった状態があるわけでございます。たとえば今度われわれが調査に行ったところでは、有明、不知火あるいは八代、こういうところにかけての海域において、どういふ地域はどういふ魚についてはもう問題はないんだ、どういふ地域がどれが危険である、あるいは食べてはいけないんだという点を含めた総合的な安全基準の決定というものは、これは水産庁のほうも含めてあります。第三水俣病の海域については、いづつごろにそういうことが可能でありますか。

○荒勝政府委員 今回の第三次水俣病の発生というところを契機といたしまして、明日の環境庁会議とは別個に各省集まりまして、不知火あるいは有明海を以て中心といたしまして、そのほか全地域にわたります、魚の水銀汚染状況について環境庁で早速に調査を開始するということになっておるわけでございます。

それと並行いたしまして、厚生省のほうからたぶん安全基準が設定されると思いますが、はなはだ申しわけないのですけれども、従来の常識的な感じからいいますと、水俣湾周辺のみが汚染地区というふうに認定しておつたのが、ある意味で第三次水俣病を契機といたしまして多少根底から狂つたということで、新基準と新調査をあわせまして、非常に汚染された地区と汚染されない地区とを今後分離していくことになると思ひます。

○角屋委員 第三水俣病の海域においては、いづつ、私が言ったような趣旨の、政府といひますか関係省の総合的な調査に基づく発表ができるわけですか。

○荒勝政府委員 調査方法をめぐりましていま関係各省の間、専門家の間で詰めておりました。それに基つて早急に調査を開始するということがなっております。いつの時点で調査結果を求めるかというところにつきましては、まだ最終的に結論を得ておりませんので、私からはつきりしたことが申し上げられないのでございます。

○角屋委員 いま水産庁長官の答弁を聞いておりますと、緊急緊急という事態の中で、そういうことではないのか。私も、馬場君、瀬野君等が水産三法の審議に入つてから、地元でもありましてこの第三水俣病の問題を取り上げておられます。この第三水俣病の問題は、水産庁長官の答弁を聞いておつて、どうも現地の切実な要求にびたりきたえたと、勢になつてないというところを思つておつたわけが、これはやはり百聞一見にしかずといひます。私がきょう三木長官の出席を強く要求したゆえんのもの一つは、三木さんは水俣の現地に

行つておるわけですね。そして金に糸目をつけずに、必要なことはときと積極的に取り上げてやるということも言いましたし、また、湯の児温泉で三木さんが泊まつたときの魚を食べた写真を宣伝のほうに利用して、三木さんもこうやって安心して食べているんだからだいじょうぶだといふほど、現地は、皆さんが予想する以上にたいへん深刻な事態にあるわけですね。一昨日でしたか、水産庁長官のこの問題に関連をしたNHKのテレビ放送を聞いておりました。が、現地調査に行つてきたわれわれの実感からい

くと、これが水産庁長官であらうかというのをわれわれ自身も感じました。非常に白々しい。現地の切実な要求にびたりたえた受けとめ方をしていない。むしろ、第三水俣病の漁業被害に対する問題でもそうだし、PCBの漁業被害の問題等も含めまして、農林省あるいは水産庁のほうから、こういうことをやらなきゃならぬ、立法としてはこれが必要であるというふうなことがほとんど出されていって、しかし全体の中では、通産省側からそれはあつたかどうか、他省からあつたかどうかというふうなことが出て、結果としてどうなるかというふうな形が本来の姿じゃないんですか。

大臣もそうですし、水産庁の長官も、本来こういう問題はPPP原則である、発生源がこういう問題に対して本来やるべきものである。なるほどこの原則はそうでしょう。しかし、現地はそういうことで納得ができませんか。もっと積極的に、農林省の場合は省議を開いてこの問題を真剣に受けとめて、そして立法的には何をやるのか、あるいは融資問題ではどういう規模のものが必要なのか、こういうことを連日徹夜会議でもやるかまえてこの問題に真剣に取り組まなきゃいかぬのじゃないですか。

きのうも質問が出ておつたかと思うのですけれども、大臣は直接水俣へ行つたらどうだ、水産庁長官は直接行つたらどうだという強い要請が出ておりました。私もまさにそのとおりだと思つて、現地に行かない立場で、人の話を承つた立場で答弁をしておると、現地に直接乗り込んで、現地のなまなましい状況を見てきての対策は違いますよ。どうなんですか、大臣。

○櫻内閣内務大臣 私はい昨日来練り返し御答弁を申し上げておるのでございますが、現地調査の件につきましては、あるいは現地の事情とは相当な懸隔はあるかとも思いますが、私も幸い兵庫県の関係ではその機会を得まして、また、いまこの委員会でもうやうやと皆さんに真剣にお取り上げをいただいておりますと、日夜を分かたず被害問

係県、また漁民の代表の方から練り返し一お話を承つておるのでございまして、そういうことで事態認識に欠けておる、こう言われれば、これはもう十分認識するほどいいというところは言うまでもないことではございまして、私としては、いまの立場でやり得る限りの的確な事情の把握ということに注つておる次第でございまして、おことばの現地調査につきましては、私かあるいは長官におきまして早急にしたいというところは昨日も申し上げておるところであります。

また、その対策につきましては、この大前提は何としても原因者負担の原則でなければ、もしこれをゆるがせにいたしますと、たとえ国がのろが、県や市町村が見るんだ、多少でもそういうことが出てくるというところは、これは問題である。しかしながら、原因者が不明である、その段階における措置としては、これは万全を尽くさなければならぬ。しかし、それには多種多様、またいろいろな状況等がありますから、したがって、おしかりをちょうだいしておりますけれども、県市町村がまず考えてもらいたい。しかし、その県市町村が立てる対策が、国は何もしてくれないんだということを手を抜くというふうな状況があつてはならないから、したがって、その点からしては、国としては十分やるんだという姿勢は絶対にとらなければならぬ。いままでもとつてまいつておるのでありますけれども、それがこの委員会においても御批判を受けておりますので、さらに進んで、関係省庁における推進会議を持つというところになったので、したがって、この両面からの推進によつて被害者の方におたえをしていこう、また対策を立てていこう、こういうわけでございます。

そこで、一番の問題点は、先ほどの社会党より官房長官を通じての総理への申し入れの中にもございまして、一体漁業者に対する救済金のようなものをどうするかという点についてはなかなかむずかしい点がございまして、私も低利融資でつないでいって、そしてその原因者が判明すればそのほうの補償措置というふうな考え方でござい

ます。この辺が一番問題ではないかと思ひますが、県市町村の緊急措置、あるいはいまのような点の欠くる点について具体的な施策がとられますならば、その場合はまた中央からの財政措置として特別交付税のようなことも考えられますので、今回の推進会議にも自治省の御参加を願つて、安心のできるような基本的な方針というものが出されるようにしたい。従来でもそういう措置がとられますけれども、さらに一つ掘り下げた、だれが見てもなるほどといわれるような姿勢の示されるようにつとめたいと私としては考えておるのであります。

ただ、このつなぎ資金だけということになつてきますと、これは問題でございまして、世帯更生資金、あるいは漁業者以外の関係におきましては、これは他省にまたがることではございまして、中小企業関係の融資措置も考えられるのでございまして、これらのことを総合して万端漏れなきを期しておるのでござい

ます。もとより、角屋委員の言われるように、私がここで答えておることとて足れりというふうな考えには立てておらない。より一そう真剣にためていこう、こういう次第でござい

ます。○角屋委員 これは通産省のほうにまずお伺いしたいと思ひますが、第三水俣病の海域における水銀のいわば対象工場、企業発生源というふうな考えられるものは、対象工場としては、すでに裁判等でも明定しておりますチソの水俣工場、これはまさにそのとおりであります。それからわれわれが調査に行きました日本合成化学熊本工場、さらに、その後われわれが調査をいたしました三井東洋化学株式会社大牟田工業所、これがやはり水銀の汚染に関連する対象工場というふうな判断をしておるわけですが、われわれが行つたところでは、チソの水俣工場はすでに裁判確定等の問題もありませんから、その工場ばかりであることは間違いないわけであり

ますが、日本合成化学熊本工場、三井東洋化学大牟田工業所と

いったものの現実に発生源決定のための調査のスピードアップという点はどういうふうにやられようとしておるのか。資料によりますと、アセチレン水と法によるアセチレン水製造工場等水銀使用工場に対する現地調査の実施ということで、六月中に五十八社、七十六工場に対して調査を実施して、七月中に本省においてこれらの調査を取りまとめる。これは第三水俣病の海域ばかりでなしに、他の地域にも及んでおるわけでありまして、その、他の地域のアセチレン水と法によるアセチレン水製造工場の中には、たとえ第二水俣病の企業発生源であります昭和電工の鹿瀬工場というふうなものも含まれておる。そういう意味では、チソ工場、電工鹿瀬工場、日本合成化学工業の熊本工場というものは、いわば同じような製造工程のものである。その同じような製造工程のうち日本合成化学工業というのが今度やはりクローズアップされてきている。工場長と責任者に会いますと、われわれのほうでは水銀を出しておつた以上、水銀を出したことに基づく責めは負わなければならぬと考えております、こういうことを述べておりました。ただ、この水銀に関連をした三井東洋の大牟田工業所の現地の責任者の話によりますと、因果関係が明らかにされれば、工場としても責任をとらなければならぬと考えております、こういうカッパ書きがついておる。したがって、この三工場について、特に三井東洋等を含めた公害発生源の明定はいつになるのか。

私は、過去、党の公害対策特別委員長をやつておりました、公害対策基本法なり、公害紛争処理法なり、公害に係る健康被害の立法等の問題に、党からも独自案を出して議論をした経緯がござい

ます。同時に、先ほど申し上げました阿賀野川の第二水俣病については、調査団長として現地に参りました。また富山のイタイイタイ病についても、調査団長として現地に参りました。そういう際、通産省の姿勢というものが実に企業寄りであるというのを痛感してまいりました。この際、通産省の姿勢というものをやはり根本的に改

めなければならぬのではないかと感じておられるわけでありませう。本来ならば中曾根通産大臣もお呼びしなければならぬわけでありませうけれども、参議院本会議の開催もあつて、いま問題の人でありますから、ここに出席を要求するというわけにはいかぬわけでありませう。

先ほど言つたように、第三水俣病のいわゆる企業発生源の特定というのはいつできるのか。これは従来の例からすれば、厚生省なり環境庁が中心となつて総合的な調査会なり一つのシステムをつくつて、そこで特定をするというのが、従来のイタイ病や第二水俣病の例でございましたけれども、そういう問題も含めて、一体発生源の特定は、どういふシステムで、いつそれができると考へておられるのか、これを明らかにしてもらいた

○齋藤(大)政府委員 ただいま通産省では、過去に水銀を使いましてアセトアルデヒドをつくりました工場、それから同じくアセチレン法で水銀触媒で塩化ビニールのモノマーをつくりつておりました工場、並びに現在水銀電解法で苛性ソーダをつくりつておりました工場、全国で七十六工場になりましたが、現地調査を実施いたしておるところでございます。この現地調査では、過去の水銀処理状況の調査、廃棄物の保管状況並びに水銀の排出量につきまして、できるだけ現地の資料等に当たつてつぎまして、その数量等を確認をいたしたいと考へておるところでございます。大体今月一ぱいで現地調査を終つて、来月中にはその詳細を取りまとめる所存でございます。

ただ、汚染源の確定ということになりますと、そのほかに工場の排水口の外の汚染状況と申しますか、底質中の水銀の濃度でございますとか、工場周辺の汚染状況あるいは住民の健康調査、こういったものも総合的に含めまして検討することが必要かと考へておりますので、こういった面の総合的な調査が近く行なわれる予定になつておりますので、こういった面を総合して、関係各省と御相談しながら、なるべく早く汚染源の究明に

つとめたい、かように考へております。

○角屋委員 いま通産省からお答えになりました五十八社、七十六工場の中には、いわゆる徳山湾関係の徳山曹達、あるいはあの地域で海域として関連のあります東洋曹達工業というふうなものが対象工場として組上りのほつておられるわけですね。そこで、これはむしろ、通産省ではない言つた対象工場七十六工場に対する現地調査を取り進めておるといふことですが、かつての第二水俣病あるいは富山のイタイ病、これは第一水俣でも政府のこの問題に対する見解というのは同じことですけれども、そういった形のもので第三水俣については環境庁が中心になつてやられると思ふんだが、いつごろできるということですか。

○岡安政府委員 いまお話しございました第三水俣といふことは、有明海につぎましての汚染経路並びに原因の確定につぎましての政府見解、いづれこれが出さざるを得ないと思ひますけれども、私もまずあの地域におきまして詳細な環境調査を今月中には実施いたしたいと思つております。この環境調査の結果の取りまとめによりまして、汚染源といふものがある程度明らかになると思ひますけれども、しかし、最終的にこれを確定するためには、あわせて行ないます健康調査というものの結果を待たなければならぬと実は考へております。

健康調査は、環境調査より多少おくれまして実施いたしますけれども、何せ対象人員が相当多くなるのではなからうかと考へております。また、健康調査を行ないますシステムにつきましても、経験のある医師の動員その他も要しますので、ある程度期間をはかるだろうと思つております。ただ、なるべく急ぎまして、経路並びに汚染源の確定を早くいたしたいと環境庁としては考へております。

○角屋委員 農林大臣、もうこれはいまのような答弁でなくても、大臣自身もおわかりのように、因果関係とか、いろいろな関係のものを、たとへば海域についても、あるいは排水口からの関連に

しても、過去とだけものをを出しておつたかという調査にしても、それからそれによつて健康被害がどういふふうな起つていふかという全体的な健康診断の問題にいたしまして、これは熊本は熊本方式あり、鹿児島は鹿児島方式でやつたりしておる話を聞いてまいりました。健康診断でも、不安がつていふ希望者が出てきておりまして、そういふ一斉検査の要求にこたへるような体制にいくにはよほど苦勞があるし、また時間的にも、中央のほうで、それぞれの現地の状態に即して、どれだけの対象に対して、どういふシステムで、いかにして早くそういった健康診断をやつていくか、しかもこれは水俣病であるといふふうな特定をしていくためには実際問題としてなかなか時間がかかる、専門家の最終的な検討もしなければならぬというふうな形になるわけでしょう。

したがつて、一応水俣病の発病の対象であろうといわれる三工場のうちで、チッソの水俣工場は、観念をしましてに特定をした形になつていけるけれども、あとの二つについて、そういうふうな因果関係とか海域調査とか健康調査というふうなことを考へてまいりますと、かつての富山のイタイ病や新潟の第二水俣病で、出すのにずいぶんかかった。私は予算委員会でも当時推名通産大臣に、すみやかにこの発表をすべきではないかと追及したのですが、なかなかこれは手間どつたわけですよ。大臣は漁業被害の問題にPPPの原則なんといふことを言つていふ。どこへ漁業被害の要求をすることになるのですか。さつきも言うように、三井東庄の大牟田工業所のほうでは、因果関係が明らかになれば会社としても責任をとりたいと思ひますと、こういう姿勢でしょう。こういう発生源の特定について、せつかく推進会議もできたわけですから、私としては、中央に推進会議ができたのなら、第三水俣病は公害の原点のところですから、しかも非常に広範囲に深刻な影響を与えているわけですから、現地に対策本部をつ

一カ月かかるか二カ月かかるか、集中的なそういう環境の調査あるいは発生源の特定、こういうことを本格的に中央から乗り出していつてやるべきじゃないですか。どうなんですか。

○櫻内閣務大臣 ただいまの角屋委員の御指摘のとおり、また御意見のように取り運ぶべきであると私も認識をいたしております。明日に予定されておる推進会議におきましては、おそろくたいま御指摘のような点は第一に取り上げられるべき問題であり、またどのような方針でやるのか、早急にその結論を出すべきものではないか。私の手元にございます明日の審議予定からいたしまして、環境庁、文部省、厚生省等において健康調査についてのいろいろ御検討をいたしておられますし、また大蔵省としてもそれらについての予算措置の必要といふことを考へていただくとともに、なつておるようございまして、ただいまの御意見を十分参考にいたしまして、農林省としても、その御意見が反映をいたし、また地域住民の方々が御安心のできるよう具体的な措置が取り運べるようにいたしたいと思ひます。

○角屋委員 通産省が発表いたしました八水域についての漁業自主規制というふうな問題に関連をいたしまして、これは通産省のほうから「水産庁発表魚介類PCB汚染水域の関係府県におけるPCB使用工場リスト」といふのを資料として私にいただいたわけですが、これらのPCB使用工場リストに基づいてPCB汚染のそれぞれの工場の調査、あるいはいま漁業者が、本来漁場で生活をしておられる者が漁業自身ができない条件に置かれておるといふ問題と関連をして、これらの使用工場から損害賠償の相手はこれこれであるといふふうなことに至るのには、いつごろにこういう問題についてはつきりできるのか、それを明らかにしてもらいたい。水産庁長官と通産省、両方から……。

○荒勝政府委員 先般PCBの調査を発表いたしましたわけでございますが、私のほうにいたしまして、この海域を具体的にどの水域といふことと、

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十一号

まして、たとえば沿岸漁業経営安定資金を沿岸漁

早速に何か対策を講じたい、こういうことを申し

しては、いま言ったような問題については、積極

的に——そういう私の申したようなことも含めて、農林省サイドから推進会議に持っていくときには、漁業を禁止したり、漁業を自主規制をしたり、漁業者の生活権が成り立たないというような問題については、発生源との交渉に至らない段階の中でそういう事態が起こった場合には、いま言った補償を政府の手でとりあえずやる。それは結局最終的には明定後の企業が支払うという形の緊急措置は、少なくとも今度の国会の中で片をつけなければならぬ、こういうふうに私は現地を見て痛感をしてきたわけです。再度ひとつ大臣のこの問題に対する受けとめ方について聞いておきたい。

○櫻内国務大臣 ただいまの角屋委員のお話は、一つの筋道立ったお話であると私はお聞き取りをいたしました。

そこで、一体これから推進会議においてどういうふうに取り上げていくのかということの問題になります。第六十一回のいまの健康、物産面にかかわる社会党提案の健康被害救済法案、これは私も承知をしております。また、公害紛争処理法あるいは公害健康被害救済措置法、現にできておる法律それこれを勘案いたしまして、そして私は別に立場立場にこだわっているわけではございませんが、農林省は農林省の立場でひとまずものを言わなければならぬ立場でございますので、ここでただいまの御意見について、そういう趣旨に基づいて立法について、私が責任を負って、それは出しましよと出さないとかいうお答えをすることは、私のいまの立場上軽率になるわけでございます。御指摘になったそういう筋道は私としてよくわかったところでございますし、現にある法律との関係から、今度の推進会議におきまして、たとえば漁業者の救済基金制度のようなものが考慮されるのか、いずれにしても原因者が明定される間の措置の必要は、これはもう私もよく承知をしておりますし、特に漁業者の場合その必要が緊急である、したがって、農林省としての許容される範囲の現行法の中での措置というものは、先ほど

来申し上げておるところでございますが、それでは十分被害者にこたえるゆえんでない、こういう点も認識しておりますので、これから推進会議に出席をする水産庁長官以下がよく各省との間で案を練り、また、よき結論を得られるように推進をまいりたい、このように思っています。

○角屋委員 この第三水俣病の問題にしても、PCB汚染に伴う問題にしても、漁業者自身は何も悪くないんですね。公害発生源からの公害たれ流しでこういう問題が起こらなければ漁業はできるわけです。生業は成り立っておるわけです。私は水俣に行つてつくづく痛感したのですけれども、あの死の海を見、そしてあれだけ悲惨な、なくなった方々や今日でもやはり患者を持つておるという暗い水俣の町を見ると、チッソ水俣工場一つだけで水俣の町を暗く破壊し尽くしてしまつておる、そういう実感がしみじみいたしました。あの非常なふところの広い水俣湾、豊富な水産資源を持つており、豊かな資源の中で生活ができたであろう水俣の町が、一チッソ工場のために全く暗い死の町にされてしまつておる。去年のストックホルムの人間環境会議じゃございませんけれども、国際的にもかががえの地球、オンリー・ワン・アースということがいわれるようになってきた。かががえのない日本、かががえのない水俣や、あるいは有明湾、そういう現地の状況からすると、いいところかげんな姿勢で公害問題を考えておつたらたいへんなことになるのじゃないですか。

私は、大臣が御都合があるそうですから、御協力申し上げて十二時半までで質問を終わらざるを得ませんけれども、この問題はまさに水産としては、沿岸漁業としては死活問題である。私はきょうはこれを抜きにして三法案の改正がどうだということ論議するわけにいかない。まず、こういう問題に対して農林省、水産庁が、きれいな海を取り返すという立場から、真剣にやはり考えてもらわなければいかぬ。いま何にも悪くない漁業者が塗炭の苦しみ立っておるのをどうするか。冷

たく、PPP原則である、こういうことでは、現地はおさまらない。きょうの生活ができないんじゃないですか。これは真剣に考えてもらいたいと思うのです。また、私が出した法案の中で道筋はちゃんと立ててこそ、その立て方はできるわけである。そういうやり受けとめ方で、むしろ農林省側からは、推進会議に持っていくときは、これもやらなければ、これもやらなければと、どんどん意見を出していくのが本来の姿じゃないですか。そういう姿勢でやつてもらわなければならぬ情勢である。これは第三水俣病のところだけではない。山口県にも瀬戸内海にも、東京湾にも数賀湾にも伊勢湾にも、こういう形で水産汚染の問題はあらわれているわけでしょう。そういうものに対応するのに、現行法やあるいはPPP原則にこだわつて緊急の手が打てないということ、漁業関係者の生活はどうなるのです。また私は、裁判にするにしろ、何にするにしろ、旅館が客が来なくなつたとか、行商が商売の魚を得られないので商売は休まなければならぬという問題等も含めて、発生源の企業がそれらの問題に対して全部裁判なり何なりで一〇〇%の補償をするという保障がなかなかむずかしい点が将来出てくるんだろうと思う。

私は最後にこの問題に関連を言いたいのですけれども、いわゆる自然災害の場合には、災害対策基本法でもって、災害の応急対策を講ずる、災害復旧を講ずる、財政金融措置を講ずるということできべきとやられることが要請されておる。あるいは激甚災害の場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律というのがある。これでもって、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助が行なわれる、あるいは農林水産業に關しても特別の助成が行なわれ、中小企業に対しても特別の助成が行なわれ、あるいは激甚災害の場合には災害対策基本法等に關する法律でいろいろなことが行なわれる。あるいは農林水産関係の場合には、低利の融資等

についても天災融資法の発動が行なわれて手が打たれることになっておる。あるいは農林水産業施設等についても、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律というのが、漁港その他のものでいえば、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法があるということ、災害の場合には、公共施設にせよ、あるいはいろいろな災害に伴うところの被害の問題にいたしまして、相当な手が打てるようになっておる。法体系はそういうことでつくられておる。公害の場合の障害はPPP原則である。したがって、いろいろな手がなかなかブレイキがかかつて打ちにくいのだというのを、ある意味ではそれを隠れみのにして現地の深刻な様相にこたえないというのが、今日の政府の姿勢ではないのかというふうに私は感ぜざるを得ない。したがって、とりあえずこの救済の問題にしても、あるいはつなぎ融資その他の問題にしても、真剣に現地の要請にこたえることを大前提にしなければならぬ。公害発生源は徹底的に究明しなければならぬ。また、こういうことを許してきた政府やあるいは地方自治体を含めた行政の責任は免れない基本問題である、こういうふうには私は思いますけれども、いま言った、現地にわれわれが行つて、現地の何百人と集まつてきたところでの血のにじむようなまの叫びを聞いてきたわれわれの気持ちを受けとめて、真剣にこれらの問題については農林省、水産庁としても対処してもらいたい、こういうふうに私は強く希望しておきたいと思う。農林大臣からその点について御見解を承りたい。

○櫻内国務大臣 きょうの御審議の冒頭に私の心がまえを申し上げたのであります。ただいま非常な御熱意をもつて各般の關係から御指摘をいただきまして、私も農林漁業の責任者としていたしまして、角屋委員のそういうお気持ちのとおりでおるのでございますが、まことに申しわけない微力ながらために、十分の効果をあげ得ておらないことを遺憾に思います。ただ、推進会議ができたとはいながら、またこの会議に伴つての結論

を得るに時間的な関係もございす、これはおそれなく環境庁長官が緊急に各関係省庁の案をお取りまとめたいただけるもの、また私どもも推進していくのでありますけれども、しかしなお、ただいまいろいろなお話から見ても、また私自身が、第三水俣病あるいはPCB被害を受けておられる漁民の方々の実情からすれば、事が不十分である、足りないといつて、私どもがそこでひるんでおるわけにはいかないのでありまして、したがって、きょう何回かのお答えで申し上げるように、現行法の中であるいは行政の上で、不十分ではあるけれども、そのやり得る措置があるのでありますから、それについては万全を尽くしておるわけでありまして、そして実情からいたしまして、県市町村が国の出方いかんによつてそこにいささかでももし手振かりを見るようなことがあつてはならない。私どもとしては、多種多様の非常な広範囲に及ぶことではありますから、密接な連携のもとに、第一の措置といふべきものは県市町村の積極的な措置を期待しておるけれども、国がその姿勢が悪いといふことによつてそれすらもしゆるがせになるといふことではいけないのでありまして、その点は十分慎重に配慮しながら、そういうことにならないようにはつとめておりますが、なおその上に、きょうの角屋委員の言われるようなそういう問題は私も十分承知をいたしたしたので、今回の推進会議を通じて早急に具体的な施策が立てられるようにつとめてまいることをお願いして、お答えしたいと思います。

○角屋委員 私も現地に行った深刻な気持ちから大臣にも率直に申し上げたのでありますが、私どもも気持ちそのものとしては真剣に受けとめてもらいたい。現実に第三水俣の現地へ行つても、県や市町村の自治体の力を越えた大きなやはり問題になっておる。しかも被害を受けた関係者は、切実に一日も早く緊急の手が打たれることを望んでおる、これが現地の姿である。私が言いたいのは、公害からそもそも問題が起つておるにしては、自然災害、天災に準じたような様相を呈して

きておる。したがつて、考え方としては、やはり自然災害でとつておるようなそういう考え方をこ

ういつた問題にもとるといふかまえて、これから

の対策を真剣に考えてもらいたい。具体的に今度

の国会の中でやるべき手についてはほとんどんや

ていくといふことが必要である。これらについて

は、私どもも政党の問題を乗り越えて真剣にやは

り問題のさばきをしなければならぬ政治的な責任

がある、こういうふうな考えておるわけござい

ます。

一応残余の質問は保留いたしまして、午前の質

問はこれで終わります。

○山崎(平)委員長代理 この際、午後二時再開す

ることとし、暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後二時十五分開議

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。中川利三郎君。

○中川(利)委員 最近の新聞やテレビを見ます

と、毎日のように、あつちの海で水銀、こつちの

海でPCBあるいはヘドロ、まるでもう日本列島

全体が汚染され尽くした、こういう状況が報道さ

れているわけでありまして、ちやうどこのような

状況については、先ごろの六日に衆議院の公害・

環境特別委員会、参考人として出席した専門学

者の一人である白木東大教授のことばを思い出さ

せるわけでありまして、白木教授は、今日の事態

について、第三水俣病はもうん重要だが、水俣

湾沿岸で新しい患者がじわじわ発生していること

にもつと目を向けてほしい、同時に、水銀だけで

たの立場から、このような指摘についてどうお考

えになるのか、まずこの点からお伺いいたしま

す。

○櫻内国務大臣 焦点をどこに置いてお答えをし

ていいの、ちよつと戸惑うのでございまして

が、漁業者の立場からいへば、日本列島が至ると

ころ汚染され、漁獲したものが食用に供せない、

こういうことに相なりますれば、また現実にはそ

ういふ状態にある多数の漁民の方がおられる、こ

ういふことでありますから、農林省の立場からい

は、たゞすならば、いわば漁業者の生業についての

非常な不安定要素が多くなつておる。したがつ

て、それらをいかに防除し、今後の生業の見通し

を立てるようにならなければならない、この汚染さ

れた、環境悪化した状況のもとにおける漁業に対

しての私どもの基本的な認識であると思ふのであ

ります。

もう一つ、農林省として忘れてはならないも

と大前提がございまして、それは広く国民に対する

食料の安定供給といふこととございまして、先

般にお答えを申し上げておるうちに、ただ単にこ

とばの上の安定じゃなくて、その安定の中には安

全といふことも配慮しなければならぬ。そういう

う安定、安全の上に立つての食料の供給といふ見

地からいたしますならば、なお一そう、いまの

環境の悪化といふことに対しては真剣に取り組ん

でいかなければならぬ、こういうことが基本的

な姿勢でございまして。

○中川(利)委員 いま農林省の基本姿勢について

お伺いいたしました、その基本姿勢の中に、今

日の日本列島汚染をもたらし真の原因者であ

る大企業といふものの責任なり、そういうものを

明確にするという御発言はなかつたわけでありま

すが、問題の焦点は、長いことかかつて企業の公

害たれ流しを免罪にしてきた行政当局の責任が一

貫してあいまいにされたところに根本的な問題が

あると思ふわけでありまして、この点についての

農林大臣の反省はどうなつていますか。

○櫻内国務大臣 私は農林漁業の責任者としての

立場から一応お答え申し上げておるということは

御了承いただけたと思ふのであります。

ただいまの御質問は、大企業のたれ流しにつ

いての責任はどうか、それに対する見解はいか

ん、こういうこととございまして、これは、私

として、一般的な常識と申しますか、あるいはそ

れに加えて田中内閣の閣僚の一人としてお答えを

申し上げるならば、私は以前に通産大臣の経

歴を持つておるわけとございまして。そして、私の

在職当時に、まだ環境庁が発足をいたしておりま

せんが、厚生省と通産省の共同所管で公害防止事

業団を皆さの御協力のもとに発足するよう措置

をいたしたのであります。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

その根拠法である公害防止事業団法は昭和四十年

六月に成立を見ておるわけとございまして、私

はその当時から公害の状況であるいは今後の見通し

に立ちまして、四日市の状況であるとかあるいは

東京でいへば隅田川一帯の状況を改善しなければ

ならない、そういうことから、公害防止事業団に

よつてそれらの地域の分散をはかるとか、あるいは

のが公害の原因となつておるメッキ工場のような

ものが当時は指摘されておりましたので、そういう

ものの工場アパートのようなものをつくるという

ような措置を講じながら、同時に、こういう措置

を政府はとるが、企業者は新しいモラルの上に

立つてもらいたい、新産業道徳の必要があるとい

うことを強調してまいつたのでございまして、現

在でも私はその気持ちに変わりがありませんのであ

ります。問題が起きておるその責任を追及するとい

うことも当然必要であり、問題になるところでござ

います。その基本的な姿勢、新産業道徳のよ

うなものが必要である、このように企

業のあり方について見ておるわけとございまして。

○中川(利)委員 問題は、あなたが通産大臣をし

ておつた当時そういう新産業道徳問題についてい

ろいろ配慮された、しかしながら、それ以降す

ます公害が激発しておるということ、これが問題

なわけですね。あなた、くどくどといろいろなこ

とをやったことのお話がありましたけれども、その部分の、個別のものも大事でしようが、全体として、政府が大企業の公害を流しを免罪にしている、それだけではなくて、むしろ国民が正しい基準やデータが出た場合にそれを知らうとする権利さえも、通産省あたりはかつて妨害して押さえる役割を果たしてきた、こういうところに根本的な問題があると思ひます。したがって、あなたは、基本的認識は農林サイドだとかあるサイドだとか言うけれども、どのサイドから見ても、今日のこのような日本列島汚染という状況の中では、公害をたれ流す発生者であるところの大企業を無視して考えることはできない、こういうふうに私は考えるわけであります。

通産省から来ておられると思ひますので、簡単でけっこうですから、同じことについて一言、どういふ見解をお伺いします。

○松村説明員 お答えいたします。

通産省といたしましては、現在、関係省庁とも十分連絡をとりながら、できる限り公害防止についての対策を講じているところでございます。現在、工業の集積地、たとえていいますと、いわゆるコンビナートといわれる鹿島でありますとか水島でありますとか、そういった工業集積地につきましては、産業公害総合事前調査というものを進めています、これらの工業集積地において公害が起らないように、科学的な調査に基づきまして、あらかじめその地域の気象条件、潮流条件等も現地でも調査をいたしまして、風洞、水理模型等によってこれを確認するというようなことでやっております。

簡単でございますが、一応お答え申し上げます。○中川(利)委員 問題は、どこをどう調査したか、どういふ手を打ったかということよりも、企業に対する皆さんの姿勢は一体どうか、この点に対する皆さんのはっきりした態度がなければ、何ほいことを言ったところで何にもならないのですよ。それが今日の状況をつくり出しているというところについて、ひとつはっきりしていただき

たいですね。

いま通産省のお役人さんからお話をいただいたわけですが、おたくのほうでは、私の知る限りでは、そうした公害企業を絶えずかくまうて、むしろ国民の知る権利に対して妨害してきたという事例を、私いまでもたくさん持っております。これはほかの委員会でも指摘されたところだと思ひます。そうして、いまこいう事態になってから、おれはあの手を打った、これはこの手を打った、そういうことでは国民はついてこないし、納得しないだろうと思ひのであります。

それと合わせて、また農林大臣にお聞きするわけですが、あなたはどのような態度で臨んでいらっしゃる。そういうことでありますならば、先ごろ、六日の日ですか、水産庁がPCBの沿岸海域における典型的な汚染の実態を発表した。その際に水産庁長官は、汚染源である発生企業について、七、八割方はその犯人の目星をつけている、こうおっしゃっていらながら、それならそれを出さないと言いましたら、一貫して、調査の目的がそれと違ふんだということを発表していただけなかったわけですね。そのくせ、次の日、通産省は、そうした発生源と見られる企業の名前を新聞で公表しているのですよ。そういう水産庁長官の態度でありますか、ここに御本人を控えてまことに恐縮ですけれども、口先はともかくとして、実際にそういう姿勢で漁民の安全を守ることができるといふことについて、あなたからひとつはっきりした御答弁をいただきたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 いまの御質問で私のお答えしにくいところがある。それは、工場の名前を発表しなかつたからいかぬということについて私にお尋ねなのか。私としては、当時のPCBの発表は、そのときに御説明申し上げましたように、農林省、水産庁の立場では、汚染の実態を明らかにすることを目標にして発表しておりますので、その他のことについてはお答えがしにくいように

水産庁長官が御答弁を申し上げておったと思うのです。それで、私はそれを聞いておりました。やはりやむを得ないもの、こう思つて、責任ある立場としてはい言えと言われてもなかなかむずかしいのじゃないかということをお答えして、おしかりを受けたと思ひます。

それで、当時PCBの汚染のぐあいを発表した場合に原因者が明白でないものは除いて、原因者がはっきりしたものをだけ出すというよりなことにはいかないと思ひます。すでに包括的な調査をし、さらに精密調査をし、その結果、関係府県との連絡もとりながらいつ発表するか、そういうことで環境週間にあたつて発表した、こういうことでございしますから、したがって、その当時には実態の調査を申し上げておるのだ、こういうことであつたわけでございます。それから、またその後に通産省との相談もいたし、工場名も発表されたわけでございますから、ここで御了承いただきたいと思ひます。

○中川(利)委員 環境週間にあたつて水産庁が発表したと言ひますが、このデータは五月の二日ですか、その段階でできて、それすらも一月も延ばされておつたということは各新聞が指摘しているところなんです。ましてや水産庁の長官が、最初から七、八割方は犯人の目星がついているなんて、そんなことを言わないならともかく、言うていながら、それは言えませんが、発表できません、私の立場があります、こんなことは国民をなめたやり方じゃありませんか。そういうことを何とも言わないならともかく、国民に、新聞記者にあなたはおっしゃつたでしょう。そういう状態の中で水産庁の長官は、立場だから云々なんて言つたつて、これは問題にならないことをあらためて私は指摘しておきたいと思ひます。あなたが、大臣がそうおっしゃるなら、私はもう一つその問題でお聞きするわけですが、六月四日の発表の水産庁の、東京湾の水銀のPCBの汚染ですね、これは基準以下で問題ないと、あなたのほうではそういう発表をしましたね。ところが、

その一週間あとに東京都が発表したのが、六月十一日ですか、東京湾ではボラやコノシロには基準以上のPCBが出ています、こいう発表があるわけですね。そうすると、同じ東京湾を見ても、定点の違いその他があると思ひますが、しかし、おたくのほうでは、東京都がこいうものをを出していながら、東京湾というあの現実の姿を、あなたもたぶん飛行機に乗ることもあつたでしょうけれども、あれで何もないというデータが出たときに、これはふしぎだと思ひのが当然だと思ひます。よ。そういう結果が出たからしようがないとあなたはおっしゃるかもしれないけれども、そこら辺について大臣はどう思ひますか。

○荒勝政府委員 十四の水域につきまして調査いたしましたときに、当然東京湾なり伊勢湾なり、非常に汚染が進行しておられると思われる地点を選んで調査したわけですが、たまたま私のほうで二月、三月を中心にしたしまして魚を採取して、それを分析した結果が三PPM以上の魚を検出することができなかったというところで、私どものほうといたしましては、その調査の結果について、その数字自身につきましては何の心も加へることなく今回の発表はさせていただきます。三PPM以上の部分についてはのみ発表させていただきますが、私のほうといたしまして、この調査だけで、今度で完結というつもりはございせん、先般も申し上げましたように、今後継続的に定期的に要監視水域として調査は継続いたしてまいるつもりでございますので、今後の調査時点におきまして、あるいはまた今回何もない地域から非常に大量に出るかも知れませんが、あるいはまた今回非常に汚染されている水域からは出ないというふうなこともあると思ひますけれども、継続的に調査することによってこいう汚染度の調査の精度を高めてまいりたい、こいうふうに考えております。

○中川(利)委員 だから、冒頭が申し上げましたように、白木東大教授ではありませぬけれども、日本のそうした海洋汚染というのは世界の百

倍だ、一億国民がある意味では中毒患者になっておる。こういう状況が正しいかどうかは別にいたしまして、概念的にはそういうことが言えると思うのです。ですから、そういう点で東京都がやったら全然また別の結果が出たというようにならならないように、ひとつ水産庁はたんねんに今後ともやっていただきたいと思うわけでありま

それで、私も先般国会の調査団の一員として水俣、有明海一带を見てまいったわけでありましたが、とりわけ第三水俣病の発生源といわれる工場は特定されているわけですね。日本合成あるいは三井東圧でありますか、そういう状況が因果関係なり客観情勢の中であるならば、原因者として特定することについて何らやぶさかではないというふうに私も思っていますけれども、この点についてはいかがですか。

○荒勝政府委員 今回の第三水俣病の発生に伴います汚染状況の調査につきましては、水産庁といましてほとんどデータを持ち合わせておりませんので、環境庁と御一緒に今後急速にこの水俣、有明海周辺の水域の調査をいたしまして、汚染状況について調べたい、こう思っております。

○中川(利)委員 通産省、簡単に、一言でいいから、どうですか。

○松村説明員 お答え申し上げます。過去に水銀を使用した工場あるいは現在水銀を使っている工場につきまして、建設省としては現在通産局を使いまして企業の立ち入り調査を行なっているところでございますが、なお、この結果を踏まえまして、環境庁その他関係省庁と共同いたしまして有明海の精密調査ということになろうかと思っております。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

したが、いまして、それらによって汚染源も判明してくるのではないかと、判明させるべきである、こういうふうに考えております。

○中川(利)委員 私、この前日本合成に参つたのです。工場長と会いました。そうしたら工場長

は、私のほうで水銀をたれ流した事実がある、申しわけなかった、ついでに国、県その他で、いま漁民からそういう要求が出てくるだろうから、お金のほうの段取りをくめんしてもらえないだろうか、そういう虫のいい相談を受けたのです。つまり、会社側はそれを認めている。おたくのほうでそれを認めていないというところは一体どうなんですか。会社では、おれのほうが犯人ですよ。そのときに冗談話に、なぜあなたは自首しなかったのか、世間から騒がれて初めて白状したようなものじゃないのかと言ったら、どうも申しわけありませんでしたというように、金の相談まで受けたのですよ。はつきりその当事者企業が私が犯人ですということを言うていくわけですよ。申し出、自首があるわけですね。その時点で、おたくではまだそうではないかもしれないということでは慎重に調査してあげるといふわけですか。因果関係や客観情勢の中でそれが判定できないのですか。

○松村説明員 お答えいたします。

水銀を使用いたしました工場あるいは現在水銀を使用しております工場においてどの程度の水銀を排出したのか、その排出された水銀が現在第三水俣病といふことはであらわされております被害者と申しますか、患者の方々の原因とどういふふうに結びついていくのかという点につきまして、これは先ほどお答えいたしましたように、なお住民の健康診断あるいは水質の調査あるいは底質の調査等の結果を用いまして十分検討をいたしていきたい、こういうふうに考えております。

○中川(利)委員 冗談じゃありませんよ、あなた。水銀の排出量その他を調査しなければならなとおっしゃるけれども、水銀を出した工場が特定されているわけですよ。そうしたらその排出量が幾らであるとか、どういふ結びつきが漁民との間にあったかというふうな点についてはこのあたつてできるのです。まずさしたあたりでは漁民が要求していることは、そうした原因者を個々に特定してくれということでしょう。そうする

と、企業以外にはないわけでしょう。その中でどう結びついていくかというふうなことは手続問題、事務的な問題でしょう。しかもそのあとタイムリミットみたいなものがないから、あなたの方の態度からいけば、永久にそれはさがしているのかもわからぬ。なぜ最初に特定してそのあとにやろうとしないのですか。それはできないのですか。四日市の裁判の事例なんかを見ますと、明らかにこのことはできるということになると思えますが、もう一回、通産省の考え方を聞かせていただきたい。

○松村説明員 お答えいたします。

ただいま申し上げましたとおり、水銀をどの程度どの工場で使用したか、またその工場から水銀がどの程度環境中に流出したかという点については、現在鋭意工場の立ち入り調査あるいはその他の調査を通じて検討しているところでございまして、やはり原因工場の確定ということになりますと、これは環境庁を中心として関係省庁で現在計画いたしております詳細調査ということを通じて明らかにしていきたい、こういうふうに考えております。

○中川(利)委員 あなたはいまごろになって原因調査なんと言つたつて、もう昭和三十四年以来水俣病が発生した時点で、これが有機水銀説だといふことが出ておつたわけですね。そうしてその間あなた方はぶん投げておいたわけでしょう。この点については前々から指摘を受けておるところであります。いまごろになつてどれだけ会社が水銀を捨てたか鋭意調査中だと言ふ。そういう態度の中でこういう公害問題がまさにびまんしてきていくというところについての反省はありませんか。あなたは課長だから、長官でないから責任のない答えたと思ひますが、もう一回答えてください。

○松村説明員 お答えいたします。

最初に申し上げましたように、通産省といたしましては、これまで公害防止についていろいろ企業を指導してきたところでございますけれども、今後は特に企業のそういう公害防止という

点についてさらに強力に指導を続けていきたい、こういうふうに考えております。

○中川(利)委員 話にならないな。あなたがそんなことを言っている間にも、いま瀬戸内海で、きのうの新聞、テレビ、何て書いていますか。広島通産局が発表したのでしょ。山口県と岡山県の七工場から八トン水銀が瀬戸内海に流れているというところ。つまり有明海でいままで流れていたといわれる三・五トンの二倍以上、こういうものが流れているのですよ。いままでもがらばつてきたとかこれから調査しますというところを言つたつて、なまぬるいことで、あなたをおこつてもしょうがないけれども、全く話にならないというのとはこのことだと思ふのですが、農林大臣、あなたも通産大臣をやつたことがあるやうであります、こういうことについていまの立場を含めてどういふ御見解をお持ちですか。

○櫻内閣務大臣 原因者が究明をされて、それで今回の第三水俣病の対策として万全を尽くせるというところは、これはもう大事なことであることは言うまでもございせん。御質問されておるお気持ち、お考えは私も十分わかるのであります。今回の研究の結果の発表を見ていただいて、私ももつと十分検討しなければならぬのであります。が、委託を受けた熊本大学もまだ断定をしておらない、これは大事なことでございせん。専門的に委嘱を受けて検討していただいたその結論を越えて、そしてこのような専門的な見識を要する問題を、ただ大体をさうだといふことで断定といふわけにはいかないのです。それで御質問を聞いておつて、私も新聞、テレビ、ラジオでいろいろな概況を承つておるので、どこに疑わしきがあるかというふうな点についてはもちろん認識があるけれども、いまのお話は断定せよというふうに受け取れましたので、それはちよつといまの通産省の担当がお答えしにくいところではないか。また私としても断定ということにはこれは問題がある。しかし、見当がついておるのでありますから、これを徹底的に調査をして、早期に結

論を得る、そういう方向については異論はありません。

○中川(利)委員 私が開いたのは、日本合成という会社が、私たちが調査団で参りましたその際に、どうも申しわけありませんでした、ついでには漁民からいろいろな要求が来ておりますから、お金も足りないから何とか国のほうで考えてくれませんか、そのあと事後相談まで受けていたのです。おたくでは道筋だとかいろいろなことの中で調査して、科学的究明に名をかりて、むしろ会社がこの問題の早期解決をさぼっている。しかし、これらのことについては、いままでの公害の歴史的なあらゆる事例を見ればわかること、それはつきりしておるわけですね。それにしても道筋がどうだということならば、暫定基準ということばがありますけれども、暫定的でもいいから特定したところですか。ただ機械的、硬直的に、全くそれが明らかにならない限りは、何故本人が自首したところでおれのほうではやる必要はないということと言ったって、これでは通じませんよ。どうです、あなた。

○櫻内国務大臣 中川委員の言われるようなこと、これはあるいは考えられないことではないと思ふのですが、私はおそらく中川委員と考えるのは同じだと思ふのです。その原因者がつきりしない、これはいけない、これはおろそかにしてはできない、そしていいかげんなことをしておつて将来にわたつてたれ流しをさせるというような事態は、これはもう排除しなければならぬと思ふのです。しかしながら、それだけに断定をするというのに若干の時間を要する。したがって、そこでその間をどうするかということ、この委員会においても繰り返し私に対してなまぬいとか、そういうことじゃいかぬとかいうことを言われてきておるのであります、それでそういう措置をとりつつ原因者をはつきりしようというのですから、私は筋道はそう違つておらない、こう思ふのです。

○中川(利)委員 筋道は違わぬ、あなたのほうも原因者負担を言い、われわれも原因者負担を言

う、筋道は違わぬのだ。しかし、だれの立場に立つてものを考えるかということが、いまの場合、問題なんです。そういう点であなたも政府・自民党の閣僚として大きい責任を免れることはできない、こう私は思つておるわけでありまして。

時間の関係もあるから次へ進みますけれども、同様に、あなたは今回の対策につきまして、まず県や市町村が第一義的に責任を負つてきめこまかく段取りする、でないといふ現地の事情がよくわからない、そういう言い方の中で、国は、何といふか、それを受け入れてより一そうそれをうしろから応援してあげるのだ、そのための対策推進会議だ、こういうおっしゃり方であるわけですね。しかしながら、長年にわたつて大企業のもうしたあれを免罪にしてきた政府の責任は、やはりのがれなくてはならない。こういう場合にこそ第一義的に国が先頭に立つて、そうして県や市町村がその窓口になる、こういうかっこうにすることが、国民にはほんとうに安心して、何といふか、きれいな海を呼び戻すと同時に、そうした漁業関係者のいろいろな施策をやるためにも一番大事なことであると思ひますけれども、そういう点であなたの考え方とは全く違ふのです。この点についてはどうですか。

○櫻内国務大臣 これはいままでとられておる各種の対策あるいは経緯からお話を申し上げておるので、そして私が何へんも申し上げておるに、多種多様ないろいろなケースがあり、いろいろな問題があるということになると、なかなか国から目が届かない。国、県、市町村、それらが一体となつての行政なんです、ある範囲はちろんよく目の届くところでやつてもらうけれども、しかし、国の対策が足らざるために、もしそこにそれに藉口しての不十分な点があつたらいい。ここは私もはつきり申し上げておるのです。そこで、今回環境庁長官より閣議であらう推進会議の提唱もあり、われわれも協力してすみやかに具体策を立て、そうしておこなえをしていくという姿勢をとつておるのでございしますから、

この推進会議で中川委員のおっしゃっている方向の結論が早くできることはより好ましいと思ひます。

○中川(利)委員 国が第一義的な責任者となつてやることは、私はこの機会に、いままでの経緯がどうあれ、これはそういう立場でやらないと国民は納得しないところまでできているということ、よく目が届かないかも知れぬ、市町村なら目が届く、国では届かないというようない方は、これはただものの順序を系統的に見る場合の言い方であつて、その際国が前面に乗り出して、安心してくれ、こまかいことは県や市町村に言つてくれ、こういうことではないと、そういうことはできないでしょう。つまり私から言へば、通産省はもちろんです、長い間企業をかばつて、むしろ国民の公害の被害に対しては妨害してきたのだ。そういう罪滅ぼしのためにも、そのときには第一義的に妨害して、漁民を救済したり、国民のために何かやろうとするときには引込んでしまふ。これはいまこそ、長い間の慣習がどうあるか知りませんが、国がそういうものをはつきり打ち出す、こういう態度が必要だと思ひますので、それがなぜできないのか。いままでの慣例をここで打ち破るというくらいは農林大臣に強い決意がないかどうか。もちろんあなた一人だけの問題ではないといふことはわかつておりますが、さしあたりあなたの御見解をもう一ぺん聞かせていただきたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 これはもう私が正直に申し上げるほうがいいと思ふのです。これは国だとか県とか市町村じゃないのです。それぞれその分野をもつての財政の衝に当たつておるのですから、私が申し上げたように、一番好ましいのは、国、県、市町村一体となつて対処していく必要がある。ただし、先ほど来申し上げるうちに、かりにもいまの中川委員のおっしゃっているような御心配の点が起きるというやうな点、これも避けなければならぬので、国が不十分だから市町村が不十分だ、こういうやうなことは絶対にないやうにして

いきたいということを申し上げておるわけであり

○中川(利)委員 そういふ姿勢が問題の根っこにある限り、私は今後もこういう問題はさらに起こつてくるであらう、こういうやうに思ふわけでありまして、時間の関係もありますから、次に進みます。

この前、私、調査してまいりまして、大牟田の三井東庄へ行つたわけでありまして、いまでも水銀を使つておるわけですね。これについて、きのう同僚議員の質問に対して、水銀法じゃなくて隔膜法に転換するよう指導したというやうなお話がありましたけれども、いつ指導したのか、三井東庄、この会社に対してはいつそういうふうに指導したのか、はつきりお知らせいただきたいと思ひます。

○松村説明員 お答えいたします。

水銀を使います電解法から隔膜法への転換という点につきましては、昨年から検討を進めてきたところでございますけれども、本年二月化学工業部会の答申において、水銀電解法から隔膜法へ転換すべきであるという御答申をいただきました、それに基づいて業界を指導しているところでございます。

○中川(利)委員 そんなことはわかつていますよ。いつ文書で指導をしたのか。何月何日にこの会社について、いつどういふ手続で指導したのか、このことを聞いています。

○松村説明員 お答えいたします。

いま申し上げました化学工業部会の答申をいただきました、それによりましてソーダ工業会、これには関係の企業が入つておるわけでございますけれども、ソーダ工業会に対してそういう指導をした、こういうことでございします。

○中川(利)委員 私が聞いたのは、いつ指導したかということ。文書だか電話だか何だか、これをはつきりしてください。

それからもう一つは、ソーダ工業会という業者の団体、全体のところはどういう指導をしたか知

りませんが、これに何か言ったら、それがどうして三井東庄に對してそういう指導をしているということになるのですか。間接的にそういうつながりになっておるからそうだといい方ですか。それでどうして効果的な転換ができるのですか。これに對する見解をお伺いします。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

通産省といたしましては、ただいま御説明申し上げましたように、水銀を使わない方向に苛性ソーダ工業を指導するために、昨年の秋以来鋭意指導してまいりましたが、特に本年の四月に入りまして、各会社に對しまして水銀法を使わない方向に、すなわち隔膜法に製法を切りかえる計画を具体的に出すように、特に本年の四月の下旬に関係各社に對して要請いたしました次第でございます。

○中川(利)委員 ですから、私が聞いていたのは、それは文書で出したのですか、電話で出したのですか、口頭で出したのですか、これをはっきりしてください。

それからもう一つ、工場長は、清水さんという工場長ですが、いまのところは切りかえる計画はない、これは遠い先の話だ、こうおっしゃっておる。これはどういふことですか。二つについてお答えいただきたいと思ひます。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

ただいま御説明申し上げましたように、本年の四月十一日に化学工業局長名をもちまして、ソーダ工業会の各社に對しまして、「ソーダ工業におけるクロードシステム化の推進について」、このクロードシステム化の推進ということが水銀を使わない、すなわち隔膜法への転換でございますが、こういった製法を導入するように、各社に對しまして、おまえのところはどういふ計画を持っておるか、そういった計画を出すようにというふうに要請した次第でございます。現在その各計画に對しまして回答を集計する段階でございます。

○中川(利)委員 あなたの方議長さんにいろいろ言つてもしょうがないけれども、漁民には魚はと

るな、売るな、食うなと一方的に被害を押しつけて、工場はきょうも水銀を使つてやつてゐるんだ。もうけてゐるんですよ。そうすると、大企業はもうけほうだい、片方の漁民はそういう悲惨な状態。

きのう、おたくのあなただかだれだか忘れましてたけれども、この際強力な指導をしたいというふうな言い方をしているわけだが、いまのような話を聞きますと、強力な指導じゃない。たださういふふうにおまえのところはそういう計画があるかどうか、計画書を出してくださいと言ふ。こんなことだったら、通産省じゃなくても、だれでもできるのですよ。通産省の強力な指導というものはそういうものですか、ちよつと教えてください。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

ソーダ工業の關係企業でこの水銀法でない隔膜法を持つてゐる企業は、残念ながら現在のところは全体のほぼ五割にすぎませんが、私もこれは強力に指導いたしまして、たとえばさういふものがもつと非常に高い比率で占めるようなことに持つていきたいと思ひまして、いま申し上げましたように、現在回答を集計中でございますが、これをきわめて高い比率に持つていきたいということで、各社をいろいろ行政指導中でございます。

○中川(利)委員 強力な指導の中身を聞けば、さういふ手紙を出して、おまえのところはいつ計画を立てるか、これが強力な指導の中身だと言ふ。この際、さうした漁民と会社との不公平とか、さういふ問題もありませんから、明らかに社会的な不公平ですから、操業停止してでもばつちそれを隔膜法に切りかえる、当然その間の損害は会社が負担するという態度で臨まない限り、こうした第三水俣病のような問題はまだまだ拡大し、発生するといふことが予測されると思ふのですけれども、これについては、あなたに聞いても歯がゆいくらいでこれは話にならないけれども、どうなんですか。

それから、ついでだから聞いておきますけれども、この三井東庄の水銀の管理、いまの場合は別といたしまして、前々はたとえば民間の業者に委託して取り扱わせていた部分と、会社の工場内になまのま埋め立てた部分と二つある。これについて実態を、たとえばさういふ民間に受け渡したのは何トンで、その仕訳帳が現にあなたの手に入っているかどうか、さういふことを含めて、もしおわかりだったら、わかつてゐる範囲内でお知らせいただきたいと思ひます。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の水銀の管理問題につきましては、きわめて大切な問題でございますので、私もといたしまして、特に今回の第三水俣病問題が発生して以来、大牟田工場につきましては、福岡通産局の担当官を差し向けまして、さういふ実態につきまして把握するようにしております。現在その実態把握の作業中でございます。さういふことは早急に把握しなければいかぬと思ひまして、現在その作業を鋭意進行中という実情でございます。

○中川(利)委員 では、その点について要望をいたしておきますが、特に民間の業者に委託した水銀の量と、民間の業者がそれをどこへどうしたかという内容、それから、会社の工場内に埋め立てた部分が相当あるわけですから、その保全の状況、さういふものの資料をひとつ提出していただきたいと思ひます。よろしいですね。

それでは次の問題に入りますが、けさほどの同僚議員の質問に對して、いよいよあす内閣の中で対策推進会議ですか、それに農林省も臨む、このことについて水産庁長官から、積極的に前向きに問題提起してまいりたい、さういふふうなお話がありましたし、きのう農林大臣から、漁民の立場に立つていろいろやっていたい、さういふお話を聞いたわけでありまして。

そこで、この重大な政府の対策会議に臨むにあたりまして、単に前向きな姿勢で臨むとか言つたつて、その政府の會議に對して具体的にこちら

が対策として持ち込むものは一体何なのか、これをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○荒勝政府委員 私のほうにいたしましては、まず、魚類に對する被害の状況を各省協力して直ちに調査したいことが一つ。さらに、水俣病、有明海周辺の漁業者が非常に重大な悪影響を受けておられますので、この問題の対策について私のほうとしては全力をあげて取り組みたい、さういふふうに考えております。

○中川(利)委員 さうすると、対策として持ち込むのはその二つですか。その内部の具体的なことはそれぞれちゃんと項目が出ていますか、それをちよつとお伺いします。

○荒勝政府委員 最近ずっといろいろなと内部的に検討してきておつたのでございますが、あすの対策會議に持ち出す議題といたしまして、まだ十分最終的な整理に至つておりませんが、いま総合的なことを申し上げましたが、そのほか、水俣海周辺並びに有明海を含む漁業の今後の振興対策も含めて、私のほうにいたしましては議題といたしたいと思つております。

○中川(利)委員 おかしいじゃありませんか。あすのさういふ重大な會議に臨むにあたりまして、大綱しかない。私は、おそろしく細部にわたつて綿密な提案が皆さんのほうで準備されているものといふふうに理解しておりましたが、いまお話を聞きますと、あすを控えていながら、ほとんど何もなし。つまり項目の項目しか持つていないといふことは、きめのこまかい対策だといふいろいろあなたの方おっしゃいますけれども、何もきめがこまかなくて、荒過ぎると思ひますか、われわれが見てもおかしいと思ふようなことで、納得できかねるわけです。

そこで、一つお伺いしますと、あなたの方独自で水産庁がいろいろ調べるんだ、二つ言いました。が、前段さういふことを言いましたね。きのう農林大臣は、農林省としては全国を対象にして独自に調べるだけの力もないんだ、さういふ体制がないんだといふことをおっしゃつてゐるんですよ。

そうすると、あなたが独自で調べるというその前段だけでお伺いしても、独自で調べるだけの体制、組織、人員、予算というものは、どれだけ用意して、どういうふうになつていきますか。

○荒勝政府委員 あした環境庁を中心としたしまつ各省の合同の会議がござりますので、私のほうといたしましては、こつちの調査を早急に進めるより、各省の協力を得るよう意見を出したいという趣旨でございまして、その辺はひとつさういふふうにご理解願ひたい。

こつちの第三水俣病が発生してもう一年以上にもなりますけれども、まだ十分な調査の着手もできないことについても、われわれといたしましては相当残念に思つておりますので、さういふ意味で、水俣病の、水産庁として分担しなければならぬ事項について調査を早急に進めてもらいたいということをお願いしたいといたします。

○中川(利)委員 私、聞いたのは、たとえば独自の調査をするとなつたおつちやつたけれども、きのう大臣はさういふ体制がないといふことを言つてゐるから、あなたの方の独自の調査はあつたきまるのですか。一応あなたの方で原案をお持ちでなければならぬでしょう。さうすると、私が聞きたいののは、さうおつちやる以上は、その組織、体制、人員、予算というものを対する原案なり腹案をお持ちにならなければ、あなたは政府の責任者としてあつた発言はできないはずですよ。いづれあつた環境庁の主催する会議に行つてからきめるなどというのでは、これでは主体性のないことおびたせたい。漁民の立場で前向きにという答へしか出てこないこともわかりますけれども、さういふ方自体が問題じゃないかといふふうには私は思つておつち。だから、そのことについてどう思ふかといふこと、いま一つは、時間もありませんから申し上げますけれども、たとえば漁民の要求として熊本県の漁連だけでもいろいろあつてゐるわけですよ。いまあなたがおつちやつたような、さういふ徹底した汚染調査及び

浄化の実施だとか、水俣病の締め切りだとか、安全基準の問題だとか、企業の損失補償までのつなぎ資金だとか、魚介類の価格暴落に対する補償だとか、あるいは許可漁業、漁船建造ワクの緩和だとか、漁獲禁止による補償の特別立法だとか、たくさん出てゐるわけですね。これらのものもものについてはずで議論されたわけでありまして、繰り返しませんけれども、たとえばこれからの漁民の方々の立場に立つたならば、許可漁業のワクを拡大してもつと遠方に行つてとれる、あるいは漁船建造ワクを緩和してあげる、こつちのことも含まれてゐるのか、あるいは漁獲禁止による補償の特別立法、こつちのことも含まれてゐるのか、その点を、これは極限は農林大臣でしょうから、農林大臣からお伺いしたいと思ひます。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘になりました熊本県の方々から出ております要望につきましては、ただいま内部ではそれぞれに検討していただいております次第でございしますが、具体的に県と相談いたしまして最終的にはきめたいと思つておつち。

漁業の許可のワクの拡大あるいは遠洋へ、あるいは沖合へ出かけていく船の建造の問題といふことにつきましては、原則といたしましては、先般田知事がお見えになりました際にも、私のほうといたしましては、この問題については善処さしていただきますから、早急に漁業者の方の希望を出していただきたいといふふうに申し添えてあるわけでございます。

なお、最後に御指摘になりました漁業の禁止の問題の立法化の問題につきましては、先般委員会で非常に強い御指摘がございましたが、これにつきましては、非常にまだ問題が多過ぎますので、これにつきましては内部で非常に検討はさしておつちけれども、直ちにこの問題についていふことで今後の見通しについて発言することは差し控へさせていただきます、こつちのようになつておつち。

○中川(利)委員 漁民の立場に立つた施策を前向

きに積極的に云々といふことばをおつちやつていながら、話を聞きますと、さほどでもないわけですね。いろいろ内部で議論されてゐるという程度になつてゐるわけでありまして、この際ぜひともひとつ、たとえば特別立法の問題にいたしましては、さういふいろいろな言ひだされたことのほかに、さうした許可漁業のワクを拡大することや、船の建造ワクを拡大することや、さういふものを含めてやつていただきたいと思ひます。

特に、私、補償の問題ですけれども、原因者負担云々といふことをおつちやつていますね。いまのような通産省の態度あるいは政府の態度、姿勢、こつちのこつちから見ますと、なかなか原因者といふのはつかまらない、こつちの公算も強いわけでありまして、さらに皆さん方は先般来複合汚染だといふようなことを盛んにおつちやつてゐるわけですね。四日市でこの問題に対する説明がなされてゐるにもかかわらず、さういふことをおつちやつてゐるわけでありまして、さういふことをおつちやつてゐる原因者をはつきりするまで国がさしたたかり立てかえて補償金を払つてくれるのかどうかといふ問題、このことはもう緊急の一致した皆さんの要求になつてゐるわけでありまして、国の予備費なんかを見ますと、膨大な何千億円という予備費があるわけでありまして、さういふところからさういふことと、国の責任をある程度認めただ中であるさういふことをおやりになる御意思がないのかどうか、これをひとつはつきり答へさせていただきます。

○荒勝政府委員 漁民の生業補償の問題につきましては、私のほうといたしましては非常にたいへんな問題だといふことは十分に心得てゐる次第でございます。

つきましては、私のほうといたしまして、先般答へさせていただきましたように、さしあたる問題としては、農林漁業金融公庫の五分資金でさしたる現在の制度を直ちに利用していただくという線で、まず第一義的にそれを緊急の対策といたしたいと思ひますが、さらに今後つなぎの

問題といたしまして、漁業者の問題としていかなる形でこの問題を推進していくかといふことについては、現在非常に苦慮しながら検討してゐる最中でございます。

○中川(利)委員 さしあたり公庫資金といふのは、つなぎ融資の問題ですけれども、五十万円限度ですから、これなんか焼け石に水ですよ。特に漁民の場合は生産基盤の海産物のものがさういふ役割りをなさなくなつたといふことでありますから、こつちの問題は、融資よりも補償の問題です。どうしてくれるか、どうして生きていくかといふのか、この際、先のめどがつかないといふ状況であります。さうすると、あなた、たとへばさういふつなぎ資金ではなくて、補償の問題について、原因者がいまのところはつきりしないとおつちやる以上、いまだう生きていくかといふ問題がある漁民の皆さんに、つなぎ融資はもちろんでありますけれども、さうした補償要求が出た場合は、国が立てかえて払ふ。それこそ前向きな積極的な指導だといふふうには私は考えるわけでありまして、あしたの会議でさういふ問題も含めて出すのかどうか、これをお伺いすると同時に、いままでのつと御答へを聞きながら、非常に国のあと追ひ財政といふのですか、しかも今回のこのような事態になつてもなおかつしつとへ引つ込んでゐる、第一線に出たがらない、さういふ姿勢についてはなほ不満の意を表明したいと思ひますが、先ほど来いろいろなわが党の対策を、漁民の要求を含めて、いろいろ申し上げてきたわけでありまして、それらの問題について一括して農林大臣からお答へいただければありがたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 ただいまの御質問の中では、現に被害を受けておる漁民に対しての緊急な補償といふことが一番焦点のように思ひました。実は私もさういふ立場で申し上げるのは、常に皆さんにはもの足りない面があるのですが、さうしてもの足りない面があるかといふ点も少しお考えをいただきたいと思ひます。その補償といふ場合に、被害が幾らといふことが現に継続中である、

幾らの被害で幾ら補償するのだ、そういうことが現にできかねるのです。だから、いま困っておられるならば、そこで生業資金をとりあえずつないで見ていきたいと思います。補償はしないという立場じゃないのです。原因者負担の原則であくまでもそれを追及することがいい、その姿勢も申し上げておるのですから、だから、こういう点は実際私どもも言いくいのでなければ、せつかくの御質問のこともありませんから、申し上げておかなければいけませんことになりましますから、これは御理解をいただきたいと思うのであります。それと、あすは初会合のことです。環境庁のほうから各府県に対して、こういう点をひとつ検討してきてもらいたいというように一応の内示もございます。また農林省のほうとしては、私も漁業者の立場に立っていろいろと意見を述べたい、そういうことは水産庁の中で検討いたします、いま意見を取りまとめつつあるわけでございますが、ただいまいろいろと御質問をちょうだいしましたその御趣意については、これはもう私どもとしてはそういう方針で臨むということには間違いないことを申し上げておきます。

○中川(利)委員 いろいろ申し上げたいことがありますが、時間が来ましたので、あとは関連質問の庄司議員に譲ります。

○佐々木委員長 関連して、庄司幸助君。

○庄司委員 たいだいまの水銀の問題に関連してひとつ伺いたいのですが、これは六月九日の山形県議会で発表された数字であります、山形県の港湾課が昨年の末に酒田港水域三十地点で実施したヘドロの分析調査の結果があります。これによりますと、総水銀が百八十七PPMです。それからカドミウムが九・五、鉛が七一・〇、砒素が三・二、シアンが二・〇、アルキル水銀が〇・〇六、クロムが一・五二〇、こういう驚くべき水銀その他、重金属類が分析されておるわけですが、この数値というのは、おそらく私は有明海や水俣湾、こういうものに次ぐものすごい数値だろうと思う

のです。これは水銀の点だけでいっています。鉛、銅、カドミウム、七・一五〇。これは要観察地帯になっている、たとえば宮城県の大崎、三葉山、この河川の川下、これを十倍くらいこしているような鉛が出されておる。それから砒素がこれとおりで、この汚染源は、同様の調査によりますと、鉄鋼社の酒田工場、それから日新電化の酒田工場、これが原因だ。先ほど中川委員から、山口県や岡山県の七工場の水銀流出が七トンでたいへんなものだと言われたが、鉄鋼社の水銀未回収量が二一・三トン、こういうわけ。三検体のうち二検体が暫定基準を上回っている。こういう状況から見ると、酒田港水域の魚介類はかなり汚染されていると見なければならぬ、こういう発表が出ておるわけです。

それからもう一つは、私はこれは通産にもお伺いしたいのですが、環境庁も同時に伺いたいのですが、福島県のいわきの興羽化学、これはもう名前が出てくる工場でありまして、この興羽化学が一体どれくらい水銀をたれ流したのか、こういう点については、私まだ審判に聞いておりませんが、あのいわきの沖合いでも骨節の魚が相当とれたら、油汚染もありましますけれども、相当の漁民の苦情が絶え間ないわけですね。その上に水銀でもって魚が食えない、売れない、こうなったら、ほんとうに新産都市のおかげで漁民は追い出されてしまった、完全にシャットアウト、こういうことになると思うのです。その点、酒田港の大浜運河の調査、これは通産と環境庁知っているのかどうなのか、それから調査をしたのかどうか、この点をまず伺いたいと思うのです。

○岡安政府委員 いまお話しした酒田港でございますが、私も私もかつて調査をいたしまして、先生おっしゃるとおり、鉛、水銀等による汚染がある、特に鉛につきましては、相当高濃度の汚染があるというところは承知いたしております。いわき市の地先でございますが、これも汚染があるというところも私も聞き及んでおります。

そこで、今回、有明海、八代海のみならず、全国につきまして、特に御指摘の酒田港なりいわき市地先を含めまして、私どもは総点検をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○庄司委員 通産、どうですか。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の三工場、いずれも水銀をかつて使っておりまして、現在も使用しております。したがって、通産省といたしましては、この三工場を含めまして関係工場、アセトアルデヒド関係につきましては七社八工場、苛性ソーダ関係につきましては三十六社四十九工場等々、あるいはこういったものを対象といたしまして、現在現地調査を実施しております、御指摘の点につきまして鋭意事態把握中でございます。

○庄司委員 これはわが国の沿岸漁業にとって非常に重要な問題ですから、先ほど来、南のほうがおもに論議されておりますが、北の方でもこういう事態が進んでいるという点ですね。この点で農林省として、有明海や水俣、この点では騒ぎが大きくなっておりますから相当注目しているだろうと思っております、こういった北のほうにまで汚染が進んでいる、こういう事態を把握しておられますか。これは水産庁長官でもいいのですが。

○荒勝政府委員 今回の水銀事件を契機といたしまして、水銀の排水が海に与える汚染の状況が非常に深刻なものであるということにかんがみまして、先ほど来の御質問にもありますように、環境庁を中心といたしまして、水銀を使っておいた工場の所在地につきましては、全国的な調査を一緒にやりました、至急この汚染の実態を究明したい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○庄司委員 それでは、もう少し具体的に伺いますが、水産庁として、酒田港かいわいの魚、それからいわきの魚、これについての水銀の分析ですね、これをなさいましたか。

○荒勝政府委員 私の記憶しているところでは、ただいままでは分析いたしておりません。

○庄司委員 だから、私は申し上げたいのです。先ほど来、中川委員があと追いた、あと追いだ、こうおっしゃっておりますが、その点確かに、どうも農林サイドというのはいつでも事、公害問題になるとあと追いだ。漁民が騒いだりあるいは環境庁の発表があったりすると、初めておみこしをあげる傾向が依然としてあると思うのですが、やはりあと追いのこの姿勢を改めてもらわないと、漁民も農民もこれは浮かばれないんじゃないかと私は思っています。あとでもっと具体的な例は別な項目で申し上げますけれども、この点で私は、農林省の公害に対する姿勢、公害を農林省が積極的に摘発していつてこの対策をとっていく、この姿勢に欠ける点があるんじゃないかと思うのです。公害問題を環境庁にまかせてあるとまでは言わなくとも、環境庁の問題である、それから取り締まりは通産省の問題であるとか、やはり農林内部から摘発の声を積極的に起こして、農民なり漁民なりの立場に立って、日本の農業それから漁業を発展させる積極的な姿勢が私はきわめて欠けているんじゃないかと思うのです。この間、機構改革がありまして、若干水産庁の中にも公害関連の部門もできたようですが、しかし、予算の面からいえばきわめて少ない。まさに二階から目録の程度しかないので、こういつた姿勢が反映して、各都道府県の農林水産の部門でも、依然としてこういう積極的な姿勢が見られない。これが私は、日本の公害の農林漁業に対する被害を大きくしている一つの原因じゃないかと思うのです。だから、農林省がその点でもっと積極的な公害に対する姿勢、先取りして摘発して未然に防いでいく、この姿勢をいまこそ私は確立すべきだと思います。同時に、それに対する予算もやはり計上しなくてはならない。その点で私は、農林大臣の御決意のほどをひとつ伺っておきたいと思うのです。

○櫻内国務大臣 たいだいまいろいろ御意見をまじえての御質問は、私としても特別に異論はございません。この精密調査につきましては、御指摘の

ように、主として関東、九州方面が多いのでありますが、その前提になりました昭和四十七年度の魚介類のPCBによる汚染実態調査につきましても、後ほどまた資料で差しあげてもいいのでありますが、東北、北海道も相当地点この対象になっておるのであります。その中から、特に汚染の度合いが強いと認められる地域をさらに精密調査を本年に入つてやつた、こういうことでございませう。

そこで、現在農林省プロパーの環境保全としてはどの程度か、こう申し上げますと、四十七年度に二億二千八百六十一万のものが四十八年度におきましては四億六千六十九万余になっておりまして、その中に漁業公害調査委託費あるいは漁業公害対策費、赤潮防止対策費、水産資源保護対策費その他研究費というように予算を計上いたしておりました。その中で先ほど申し上げた汚染実態調査もやつておるというのが実情でございまして、ただいまの御質問のとおりにもございまして、漁業者には被害が及ぶという問題、また国民に対して安全な食料を供給するという二つの大きな立場からいたしますれば、環境庁は環境庁、農林省は農林省としてそれぞれ対策を拡充していく必要性は私も痛感しておるところであります。

○庄司委員 若干くどうでありますか、私は、農林省というものはやはり他の省庁との関係からいえば、公害との関係では被害者の立場なんです。若干の例では被害者の場合もありません、水産加工団地のような事例は、しかし、具体的に被害者の立場なんです。これは農林省が第一の被害者である農民や漁民の立場に立つて、やはり他の関係省庁に対して相当強い発言権を持たないと、私は日本の農業、漁業を守れないだろうと思つておる。それが、いまの大臣の御答弁を聞きますと、昨年は、水産庁の公害対策費が二億二千万ほどで、これは四億六千万程度だ。大体水質測定をやるに当たって、あるいはBODの測定をやるに当たって、あるいは自動測定機を張りめぐらしてテレメーターでつなぐに当たって、一台二千万

ぐらいかかるのが案にあるでしょう。それぐらいの予算でいま公害対策をやっているなどとは私はやはり言えないだろうと思つておる。私はそういう点でも農林大臣の御認識がきわめて立ちおくれているのじゃないかと思つておる。その辺で、四十八年度予算はもう通過しましたから、四十九年度で本気になってこの公害対策、農民、漁民の立場に立つて告発し、これを未然に防いでいくというふうな積極的な予算、これをつけられる決意があらうかどうか、もう一ぺん農林大臣からお答え願いたいと思つておる。

○櫻内閣内務大臣 その点は先ほどの御答弁の最後のところではつきり申し上げておるのであります。農林省の立場で考えなければならぬことについては当然もつと積極的にやりたい、こういうことを申し上げておるわけでありませう。

○庄司委員 それでは、本論に入らしてまいりますが、私はきょう伺いたかったのは、そういった問題もからめて、日本の漁業における沿岸漁業の発展策についてであります。

今年度の漁業白書を拝見しましたら、日本の動物性たん白供給に占める水産資源の比重が五二・四％と、きわめて重要な位置づけを持つております。しかも、同じ白書によりますと、この十年間に増加した供給量三百萬トン、このうちスケソウタラとサバなどが過半数を占めているというのであります。そうしてもつぱら沿岸漁業による中高級魚介類等の生産はむしろ減少ないし横ばいの傾向にある、停滞の傾向にある、こういうふうに白書は述べております。これと関連して私は重要だと思つておる。一方でFAOが、昭和七十五年に必要な漁獲量が一億八千万トンになる、つまり昭和四十年は六千万トンですから、三倍必要だといつておるわけですね。それから水産庁も、これは短期の見通しでございまして、昭和四十三年度八百六十萬トンに対して五十四年には一千万トン必要になるだろう、こういう推測をなさつておる。そのうち増養殖漁業による水揚げ高は四十二年の四十九萬トン、約五十萬トンの二倍の百万トンを

見込んでおる。その点で私は、沿岸漁業をもつともつと伸ばさなくてはならない、この認識は農林省もまさか違ふとは思つておる。遠洋漁業の現状はきわめて悲観的な国際的環境がありますからね。それから見ても、この沿岸漁業の重要性、これがますます増してきておると思つておる。この沿岸漁業の重要性、それから将来への発展策の重要性ですね、これについて農林大臣はどのような御所信をお持ちなのか。これは長官でなくて、私は大臣から伺いたいと思つておる。

○櫻内閣内務大臣 沿岸漁業の重要性、またそれを振興するということにつきましては、これは言うまでもないことではあります。しかも、現在の日本列島全般の状況は、臨海地帯の工業化、都市化、船舶交通のふくそう化、さらには若年労働力の不足など、各種の悪条件が山積しておるわけでありませう。その中で沿岸漁業を振興いたしたい、こういうことではあります。その中で、現在農林省としては、何といつても漁業の生産基盤の整備の必要があるということ、今回新漁港計画をお願いするとか、あるいは瀬戸内海で一応の成功を見ております栽培漁業方式というものを広く日本海からその他の地域にも及ぼしていきたいとか、さらには、御承知の沿岸漁業の構造改善事業を第一次計画、第二次計画と推進してまいつたのでございませうが、これらをもつと積極的にやつてまいりたい。さらには農林漁業金融公庫資金や漁業近代化資金等の拡充につとめようとかいうような、いろいろ考へておるわけではあります。特にきょうの御質問の御趣旨から、今後に力を入れるべきものは何か、それは何といつても、やはり公害対策であろうと思つておるわけですね。この公害によつて汚染をされておるようなところ、あるいは根をおろした姿勢をとつていく必要がある。これらの施策をあわせて沿岸漁業の振興につとめたい、こういう次第でございませう。

○庄司委員 私も公害対策がきわめて重要な一つの柱である、これは大臣と意見は一致いたしますが、それだけではないだろうと思つておる。公害対策だけではないと思つておる。漁港の問題はさつき大臣お話しになりましたが、それで沿岸漁業の状況を見ますと、日本の漁獲高が、四十六年度の数字ですが、遠洋を含めて九百七十六萬トンですね。このうち沿岸漁業面では二百五十四萬トンなんです。これは漁業白書の数字であります。ところが、昭和三十六年の沿岸漁業の生産高が二百二十五萬トンなんです。昭和四十六年になつて十年かかっても二百五十四萬トン、ほとんど横ばいなんです。なお参考までに昭和十年の数字を申し上げますと、二百二十七萬トン沿岸漁業があったのであります。だから、言うならば、昭和十年以来ほとんど伸びていない、この問題があるわけですね。そういう横ばいないし停滞の傾向の中に公害問題が発生しておる。だから、私はこういう位置づけをやらなくてはならないと思つておる。だから、公害問題はマイナス要因にさらになつていく、ネガティブの面です。ところが、これを高める面の施策についてどうなんだということになると、私は水産庁の予算がきわめて少ないと思つておる。

これは御参考までに申し上げますが、昭和四十年度農林省予算が四千四百九十九億円、この時代に二百四十七億円、大体六・一％を占めていたのです。途中の経過を省きますが、四十八年度農林省の予算が一兆五千三百四十五億円。そのうち水産庁の予算は八百五十三億円で、五・五五％にパーセンテージが下がつておるのです。農林省関係予算が、昭和四十年に比べて三・八倍に伸びておるにもかかわらず、水産庁関係の予算が三・四倍しかふえていない。しかも日本の農林水産の生産高が六兆三千五百億円、このうち漁業生産高は一兆八百九十四億円、一七・一六％を占めております。農業はもろろん非常に重要だと私は思つておる。林業も重要ですね。しかし、水産業がこういう生産高をあげながら、水産庁予算がいつでも五％や六％、しかも六％から五・五五％に下がつ

ておる。ひどいときには四割ぐらいに下がりました。だが、幾らかずつ上がつてきております。

だから、その点、私はいままでの沿岸漁業の生産というものは、漁民のほんとうに並みだいていない苦勞、努力のもとにやられてきた。これに對してはほんとに二階から目録程度しか援助してはなかつた。これはあとで第二次構造改善事業の問題に触れますけれども、一体こういう予算規模で、水産庁長官、日本の沿岸漁業のFAOの推測あるいは水産庁の見通し、しかも公害と戦いながら、埋め立てと戦いながら、それで日本の沿岸漁業、特に増養殖事業、これを日本の食料自給に間に合うように伸ばしていく自信があまりですか。これをひとつ伺いたいと思つております。

○荒勝政府委員 たいだいま、まず水産庁予算が農林省予算に占める比率の度合いに關連いたしまして、水産庁の水産振興に對する姿勢が非常に弱いという御指摘でございますが、私たちがいたしまして、やはり水産振興ということにつきましては、予算につきましては年々非常な努力をいたして、最近逐次回復というか比率はよくなつてきていますというふうに理解している次第でございます。

四十六年の比率が非常に高いようでございますが、これは特殊な、日韓の国交回復に伴ひまして、拿捕漁船員等に對しまして特別の助成金を出したというふうなことで、当時の比率が非常に高かつたというふうに御理解願ひたいと思ひます。

またFAO並びに日本の水産たん白資源の将来の問題にからみまして、私たちいたしましては、この四十七年におきまして実績が先般発表になりました、一千七万トン前後というふうに若干前年度を上回つたのでございますが、しかしながら、御存じのように、やはり増大したものは遠洋漁業によつて獲得された漁獲物が中心でございまして、沿岸漁業によります漁獲量の増大というものはあまりはかばかしい数字ではなかつた次第でございます。

これは私たちの正直な見方でございますが、沿岸

岸漁業の大体の漁獲量というものは、おおむね現在の時点におきまして満腹といひますか、もう大體上限すれまゝでござつておるというふうに理解いたしまして、漁港の整備とか漁船の建造とか、そういう安全性の問題にからみまして大いに振興はいたしておりますが、沿岸の漁獲規制というところにございましては、漁獲資源の保存、保護育成ということもございまして、あまり漁獲努力が強くならないように、資源保存でむしろ押えきめておるというふうに御理解願ひたいと思ひます。

ただ、やはり国民経済の消費といひますか、需要の増大に伴ひまして、ある種の、たとえばカタクチイワシというふうな系統のあるいはコウナゴといったふうな漁獲物につきましては、とれましてもなかなか消費の増進が期待できないということもありまゝです。やはり需要の強い中高級魚で、魚族といひますか、漁業の種類の転換をはかつていきたい、あるいはそういうものを育成していききたいというふうなことから、先ほど大臣が申し上げましたように、栽培漁業なりあるいは今度の構造改善事業なりということによりまして、きれいな海を求めまして、そこでそういう国民の需要の強い中高級魚、また海外ではなかなか得られない魚を今後大いに伸ばしていきたい、こういうふうに思つております。

ただ、これも先ほど大臣が申し上げましたように、公害問題と当然うらはらの問題でございまして、沿岸振興だけを言ひましても、公害で海洋が汚染されたものではわれわれの努力もあるいは漁民の苦勞もどうにもなりませんので、そういう点を踏まえまして、今後一そう振興してまいりたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○庄司委員 大臣に伺ひます。大臣、いま予算を私、申し上げましたが、これで日本の沿岸漁業、これは特に増養殖漁業を含めて所期の目的が達成されると思ひますか。五・五割ですね、人件費も

含めて約八百億円。そして農業構造改善事業だ――何れも私は農業をやつかわけじゃないですよ、断つておきますが、これはもつと發展させようとしておるわけですか。これだと、大規模圃場整備をやると、一カ所だけでも五十億円ぐらいかかつておる。ところが、第二、三次漁業構造改善事業だと大体十一年間、実施期間九年ですから、調査期間を含めて十一年間かかつて八百億円そこそこの予算でしよう。そのうち国費の補助は四百億円。一年当たり直しますと、四十億円です。だから、第二次漁業構造改善事業の国費の補助というものは、いわゆる農業の圃場整備の一方所分にも足らない、こういう情けない状況なんです。これで日本の沿岸漁業をさらに發展させて、国際的な遠洋漁業のいろいろな規制とかきびしい状況があるわけですから、ますます沿岸漁業、特に増養殖漁業、これに転換していく必要があるにもかかわらず、こういう予算で日本の沿岸漁業を發展させられますか、大臣。この点ひとつお答え願ひたいと思つております。

○櫻内国務大臣 予算の点については御指摘のとおりでございます。また私としても沿岸漁業振興の上に、この構造改善事業のみならず、その他の各種の施策の上におきまして予算の用意を十分すべきである、こういう前提はございします。しかし、ただいま水産庁の長官からお話のように、沿岸漁業が現実にはどの範囲のものであるか、これはいまこの時点でいろいろ考へるよりも、過去の実績をずっと振り返つてみるのがいいんではないか。庄司委員からも御指摘をちょうだいいたしましたように、不十分ながらも第一次構造改善事業、第二次構造改善事業というふうに進んでくると、それからまた漁港の整備もする。その間にあります。横ばいの状況である。これは沿岸漁業から沖合へとというふうなあらわれがここに出ておるのではない。沿岸漁業の振興につとめたいと思つて、やはり労働力の関係もございします。また従来の日本の全体の産業の中における漁業という

ようなものから考へていく場合に、こういうふうな、庄司委員が御指摘のような横ばいの様な相というものがここに出てきておると思つておる。したがつて、これを正直に申し上げれば、生産の拡大のできる地域というものはある程度限界がきつておるのではない。構造改善事業の中におきましても百何地域ぐらゐを今後の対象というふうに考へておるわけでございます。これはいわば日本の漁業の当面した実態ではないか。したがつて、私も農林省の立場、水産庁の立場から、いままのような事態を一応頭に置きながら、そういう各種の要条件の中にあるながらも、先ほど申し上げた公害問題ももちろんありますから、その中にありながらどうやってこれからの沿岸漁業を振興するかと、いふところに問題点がある、かように存するわけでございます。ただいま予算面からの御指摘についてはまさにそのとおりになつておるのでございます。この点はそのとおりと申し上げるよりほかにいたし方がないと思ひます。

○荒勝政府委員 たいだいま構造改善事業につきまして、農業に比べると非常に比率が悪いといふような御指摘がございましたが、水産庁といたしまして検討いたしましたところ、経営者数でいまして漁業は二十一万戸でございます。農業に對しまして約四割ぐらゐの経営戸数の比率、それから就業人口が三十七万人でございまして、農業の七百五十万人に對しまして約四割強、五割弱というところでございます。構造改善事業のほうで取り上げますと、国費で比べますと農業は三千三百七十五億、それに対して水産は四百億という全体計画でございまして、これは一二割弱といふことで、農業とのバランスというふうな観点からいへば生産金額で比較いたしましたとしても、沿岸漁業が四千二百三十五億に對しまして、農業の生産額は四兆三千二百九十五億といふことで、これは約九割といふことになつておりました。全体のバランスからいいますと、構造改善事業の占める比率が約一二割あるといふことは、一応均衡のとれたものと思つておりますが、私たちがいたしま

しては、なおこの構造改善につきましては全力をあげてまいりたい、こういうふうに考えております。

○庄司委員 それでは伺いますが、先ほど来荒勝長官も農林大臣も沿岸漁業界説、これをしきりに述べておられます。これ以上伸ばすのは困難なんだ、こういうあきらめがあるのでは私は伸びないだらうと思うのです。限界説を打ち破るもう一つの事例を申し上げますが、それなら、沿岸漁業の埋め立てによる漁場喪失はどれくらいだ。これはわが党の中川委員が資料要求してもらったおたの調べでも、昭和三十六年から四十四年まで、この間に四万七千九百五十七ヘクタール埋め立てられております。だから、これは四百七十九平方キロです。ところが、これは杉田さんという方の論文を見ますと、干拓による漁場喪失は二百五十平方キロ、それから工業用地造成の海面埋め立てで三百五十平方キロ、合計六百平方キロ失われている。現在の浅海増殖面積は五百平方キロメートルである。大体現在の養殖面積以上の分が埋め立てられている。この事実をもっているなら、限界説をとるといのはおかしいのじゃないですか。技術的な限界説をあなた方は考えておられるのだらうと思いますが、そうじゃない。一方、漁民にとつての如である海が、どんどんこうやって現在の養殖面積以上に埋め立てられていく。このことについて水産庁が通産省あたりに何か文句の一言も言っておるのか、あるいは干拓の問題は農林省内部の問題ですが、この事実をどう見ますか。

○荒勝政府委員 御存じのように、この埋め立てというものが非常に最近進行したことは、私たちが資料を提出いたしましたように、十分な資料ではございませんが、認めざるを得ないと思えます。この埋め立て地の周辺にともすれば、遠浅の地区でございますので、魚の産卵場といった干がたが非常に多くありまして、この結果魚の増殖に悪影響なしというものが私たちの感じでございます。その分を今後大いに増殖事業に

よりましてさらに沿岸の魚類の維持増大をはかってまいりたいということでありまして、先ほど申し上げましたように、あきらめたというのではなくて、われわれとしましては、さらに振興をはかってまいりたいという点がわれわれに残された問題でございます。それも特に高干級魚を対象にしていきたいと思います。

なお、限界といいますが、沿岸漁業の漁獲量がおおむね減っているといいますが、限界に近いということにつきましては、これは別の観点から、資源学者の立場から一つの研究部門をあげましていろいろ長い間検討した結果でございますが、この問題につきましてはいろいろに御理解願いたいと思ひますが、なお努力してまいりたいと思っております。

○庄司委員 それでは、その関連で私、具体的な事例で伺いますが、一つは岩手県の大田湾の埋め立てですね。これは水産庁長官当然お耳に入っているだらうと思うのですが、入っていないとすればこれはおかしい話で、こうやって三陸の、しかもいわゆるAクラスの漁場がまたも埋め立てられようとしている。これは岩手県議会で大問題になり、また宮城県も漁民それから岩手県も漁民が相当猛烈な反対運動をやっている。しかも、この大田湾の漁協は、いまから五年前には五億圓くらいしか生産高がなかったのを、去年やうと十億圓合に乘せた、こういう努力を一生懸命しているのです。そして四十八年度には十五億圓にしよう、こういうふうに漁民がなみなみなならぬ努力をして沿岸増殖漁業を伸ばしていこうというのに、この顔をぞろぞろでさかんでするような埋め立てを片方で計画する。これに対して水産庁長官、何か関係方面に抗議なり、そういうことをしてもらっちゃ困るというふうな申し入れをやったことがありますが、どうです。

○荒勝政府委員 私のほうの立場といたしまして、そういう大規模な埋め立て等が行なわれる場合につきましては、少なくとも現地の漁民の方々の納得のいくような形で円満に解決するようにということにつきましては、県を強く指導しておる次第でございます。一方的に強行するような措置につきましてははなはだ好ましくない、常々そういう姿勢で対処している次第でございます。

○庄司委員 いま御答弁ありましたが、あの現地の大田湾に五つの漁協がありますが、これは五月の初めですか、四月の末ごろですか、全漁協が絶対反対だと決議をしているのです。全漁協が絶対反対だ、納得も何もないですよ。これだけは埋めてもらってもいいとか何とかじゃないのです。その点で水産庁として、漁協が五つも全員絶対反対だ、こう言っているものに対して、そうすると、どういふ援助を与えていきますか。片方、県のほうではまだあきらめていないですよ。日本の沿岸漁業を振興させる立場、増殖漁業をもつともつ振興させる立場にあられる水産庁長官は、その点、具体的には、岩手県なりに対してそれはやめたほうがいいとか、そういうことを何もおっしゃっていない。それからもう一つは、漁民はとにかく十億圓から十五億圓に伸ばそう、水産庁の方針に身銭を切つて協力しているのです。それに対してあなたに、それでは水産庁でひとつ構造改善の線に乗せて国も援助しよう、ひとつやつてみる、こういう励ましのことばを与えたことではないだらうと私は思うのです。その辺、長官、あそここの現地に乗り込んで、そうやって漁民を励まし、県の水産課の姿勢の問題とかあるいは企画部の姿勢の問題とかそういう点について水産庁はこういう意見だと、この点あなたははっきり説得に行かれる御決意がどうか、これを伺いたいと思ひます。

○荒勝政府委員 現地の漁協の方が相当反対されておられるということも私たち存じておりまして、その結果と思ひますが、いま私たちの耳に入っている話といたしましては、この埋め立ての問題については、事実上休戦という形で少し宙ぶらりんのようになつておるわけでございます。そのほかの例でございますが、そういう埋め立てに伴いまして現地の漁民の漁業の振興あるいは続けていきたいという御希望が非常にある場合におきましては、県と相談いたしまして、埋め立ては埋め立てで、また納得する形で補償をしていただくなりあるいはいろいろ対策を講ずるほか、水産庁のほうにこういう構造改善事業なり振興対策についていろいろ御相談もございまして、あるいは漁港の整備というふうなことも含めまして、御相談がありますならば、十分に私たちといたしましては相談に乗つて対処してきている次第でございます。

○庄司委員 どうも長官の返事が煮え切らないのです。埋め立てを一部やめて、まあ補償なり相談に乗りましようとか、こういう姿勢では、とにかくさっき言ったとおり、六百平方キロも埋め立てられて、それが日本の沿岸漁業の阻害要因になっているというところをお認めになつていくわけですから、さらにまた埋め立てられようとしているこの問題について、しかも漁民は全部反対だ、それを補償で片づける仲立ちに立ちましようなんていうのは、そういうなまぐらな態度では私はうまくないと思ひます。漁民は納得しませんよ。日本の沿岸漁業を振興させる、出かせぎをなくしていく、こういう立場で長官はもつと強い決意を持って現地の問題を解決していく。現地の漁民は全員反対なんですからね。これは明確なんです。漁民が反対するものを水産庁が、まあこの辺で補償をとつてやるからひとつ眠れ、これでは私は水産の発展にならないと思ひますが、その辺どうですか。

○荒勝政府委員 私が申し上げましたのは、やはり現地の漁民の納得のいく形ですべて県としてもそういう工事等を進めてもらいたい。納得のいかなことは、私たちとしても困るということも十分に申し上げまして、現地の漁民と話し合いをなお続ける、常に続けるというふうに指導している次第でございます。

○庄司委員 どうも煮え切らないですね。漁民は納得しないで反対しているのです。そして生産

を十五億円、つまり五割をふやそう、こういつて
いるのです。そういうときに、長官が納得する
まで話し合いを続けるのか、これはおかしいと思
うのです。これはひとつ長官がその漁業構
造改善をやるなり、十五億円に伸ばすための努力
をもっとやってもいい、これは強く要望してお
きます。時間がありませんから、これはそれで打
ち切ります。

それからもう一つは、開口板の問題です。これ
は宮城県の金華山沖の漁民と金華山以南の漁民
の、うっかりすると、ほんとうに血を見るような
争いになって発展しかねない問題です。県議会でも
大問題なんです。今度の六月の県議会には、南の
ほうからは開口板をやらしてくれという線があ
る、北のほうからはやめてくれという線がある、
両方が出て争われる。漁民の中にはデモ行進を
やって県庁に押しかける。こういう問題にまで発
展しているのです。私は南の漁民、北の漁民の気
持ちは全部わかるのです。底びきで食えなくな
った、これは南の漁民です。それから北の漁民は
せっかく増養殖をやって、金も相当つぎ込んで苦
勞している、そういう目先をあの開口板でがら
ら荒らされたんじや、ほんとうに資源の枯渇にな
る、こういう心配なんです。私はそういう点で、
開口板の問題について水産庁の態度が、資源の保
護になるのか、資源の枯渇になるのか、こういう
結論を出しになっていないのが、こういう
す。その辺やはり明確に、水産資源の保護の立
場から見て、厳密に科学的に検討を加えた指針を
出す必要があると思うのです。そして開口板がい
けないとなるならば、それじゃ、南の漁船の持ち
主に対してはどういう施策を講ずるのか。その辺
の施策をお考えになっているかどうか、お伺いし
たいのです。

それからもう一点は、あの南部の漁民がそうい
う羽目に追い込まれるというのは仙台湾ですね。
仙台湾が十条製紙であるとかあるは大昭和パル
プ、この排水、それから塩釜港の汚染、石巻工業
港の汚染、仙台新港の汚染、こういうものによつ

て追い込まれてきておる。だから、仙台湾の漁場
開発ですね。これは水産庁としてはお考えになっ
ているのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思
うのです。

○荒勝政府委員 たいだいま御指摘になりました開
口板といいますが、板びきの件でございますが、
これは試験操業として実験的な形で操業を
許可したくないきさつでございます。

これがはたして漁業のためにプラスかマイナス
かという御指摘でございますが、これにつきましては、
私は、私たちのほうもたいだいま十分な判断は持た
合せておりません。試験操業の結果を待ちまし
てその辺の判定をいたすよう検討してまいりた
い、こういうふうに思っております。

それから、宮城県の海洋汚染の実態でございま
すが、これにつきましては、きれいな海であった宮
城県のあそこが、遂次都市化の現象で、都
市排水あるいは産業排水等の関係で水が汚染され
ていることは十分に認めておりまして、今後こう
いったいい漁場が汚染されないように、われわれ
といたしましては、既に厳重に注意を喚起いたしま
すとともに、われわれも今後こについてはいし
ば点検を続けてまいりたい、こういうふうに
思っております。

○庄司委員 それなら、その関連で伺いますが、
仙台湾の中の松島湾ですね、水産庁があの作漁事
業をやりましたね。あれがまた中途はんばなんです。
もう二本くらいずつと延ばしていくという計
画が、あれだと思ふのですが、これは最後まで徹
底的におやりになるのかどうか。これは汚染源対
策として大事だし、その辺、どうなんですか。

○荒勝政府委員 その問題につきましては、水産
庁が、一応終わったという形になっておる次第
でございます。

○庄司委員 これは終わったじゃ困るのですよ、
中途はんばなんですからね。前の計画では、やは
り一本おんな水路を掘って、さらに地先まで延ば
していく、こういう計画が、あれだったのです

よ。これはひとつ御調査の上で、終わったなどと
おっしゃらないで、徹底的におやりになっていた
だきたい。これは要望しておきます。

それから最後に私が伺いたいのは、三陸の
女川、これは増養殖漁業で六十億円ぐらい水揚げ
をあげています。この六十億円の豊富な魚資源
があるところに原子力発電所を建てる。漁民はも
う大恐慌ですよ。それから福島県の沿岸、これは
東電と東北電力二社でもって計画で千二百四十万
キロワットの発電所を続々つくる。これじゃ、温
排水の問題やあるいは放射能汚染の問題やらか
らんで、せっかく水産庁が漁場をつくって、い
こう、あるいは沿岸漁業を振興しようというのに、
こういう海の豊庫のどまん中にどろ足突つ込む
ような問題について、水産庁は抗議も何もして
ない。これはやめさせる必要があると思うのです
よ。少なくとも女川のあの海の豊庫、これにつ
いて私は水産庁の何らの見解を聞いたことがない。
この点、どう思われるのか。

それから最後に、伊勢湾で足りぬ砂利を海から
採取すると建設省が発表しております。伊勢湾で
試験をやるのだ。日本列島改造論で砂利がどん
どん要る。それで、川で足りなくて、今度は海から
取る。新聞によれば、今度は海も砂利の乱掘に
よって浜の形態が変わってくるだろうし、それか
ら魚の巣がなくなってくる。もう重大な問題だと
いっているんですよ。この海砂利の採取の問題に
ついて、長官なり大臣なりどう思っているの
のか。片方で一生懸命、まあ一生懸命でもない
でしょうが、とにかく予算をつけて増養殖をや
らせる、沿岸漁業を振興させると言っておいて、
片方はこうやって埋め立てをやったり砂利までと
る。極端な極端まきカラスがはじくるって、この
ことなんですよ。こういうことをやられておい
て、水産庁は何一つこの問題について見解らしい
見解を発表したことはない、これはどう思います
か、この二点をお伺いします。

○荒勝政府委員 たいだいま御指摘になりました原
子力発電あるいは発電所の問題にかみまします漁業
への悪影響の点についてでございますが、従来発
電所の問題につきましては、温排水が重大な悪影
響を漁業に及ぼすというふうなことにつきまして
は、異論を申し上げまして、中央で、電調審と言っ
ておりますが、そういう審議会で結論が出るまでの
間、漁業につきましては何かの形で保障工事と
いいますか、そういう悪影響の出ない工事を
するような設計の検討を要求いたしまして、従来認め
てまいりました点ではおおむね悪影響はないとい
う前提に立ちまして認めておる次第でございま
す。

温排水が漁業に悪影響を及ぼすかどうかというこ
とにつきましては、これはその発電所が開始した
当初におきましては水温が多少変わりますので魚
族のあり方が多少変わりますけれども、場合に
よってはまたいい場合もありますので、その辺に
つきましてはケース・バイ・ケースで私のほうは
意見を申させていただきます。おる次第でございま
す。

また、砂利の採取につきましては、これはまだ
正式に建設省なり担当のほうから承っております
が、この問題につきまして、どこの地区でどの
ような形で砂利を採取するかにつきましては、早
急に調査、検討させていただきます、こう思っ
ております。

○庄司委員 終わります。
○佐々木委員長 瀬野栄次郎君。
○瀬野委員 漁船損害補償法の一部を改正する法
律案、漁船積荷保険臨時措置法案、水産業協同組
合法の一部を改正する法律案、いわゆる水産三法
並びに当面問題になっております水俣病並びに第
三水俣病について、農林大臣はじめ環境庁と各関
係省庁にお伺いをいたします。
去る五月二十二日、武内教授の報告によつて、
熊本県は第三水俣病の発生によって一大ショック
を受け、われわれもたいへんな驚きを持ってこれ
を迎えたわけでありました。
そこで、わが党としては直ちに五月二十三日、
三木環境庁長官に、汚染源の調査、安全基準、健

康調査、漁業補償、さらには汚泥処理など七項目の申し入れを行ない、そのほとんどを早急に実施すると環境庁長官に確約をいただいたのであります。さらに翌日二十四日から二十五日に至る間、党の調査団として私も八代海、有明海、大牟田、三井東圧を含めまして現地を調査してまいりました。これに基づき、去る六月七日、当委員会では二時間にわたって政府の見解をただしてまいりました。けさほど報告がございましたように、当委員会では有明海及び八代海における水銀等による環境汚染に伴う漁業被害状況の調査のため、去る六月九日より三日間、熊本県をはじめ福岡、長崎、佐賀県にわたって現地調査をいたしてまいりました。私もその調査団の一員として現地へ参りました。さらに、六月十一日には熊本県の県知事をはじめ県会議長及び県会の公害対策委員会並びに経済委員の県議員等三十五人が全国町村会館で、午前八時半から三時間におわたって、地元選出衆参議員の出席を求めて真剣な県としての対策を打ち立てたのであります。県においても、来たる六月十四日から二十九日の間県会が開かれるということで、今回の県会ではまさに水俣病並びに第三水俣病の公害県会といわれるような重要なものであります。補正予算を見ましても、九億二千九百万円の中で七億八千二百百万円を組んで、今回の第三水俣病対策費に充てておるわけでありまして、その中で悲しいことには、国費がやうと五百万円ということ、県としても早急な対策を強く望んでおるのでございまして、今回推進会議もできたわけですが、早急なる対策を要望するものであります。

そこで、私、今回の調査に参りまして現地の方たち、漁民の方、鮮魚商の方、魚市場関係者あるいは行商をしていらっしゃる方は魚介類をとっている方、あらゆる方に会いました。各地で数百名に及ぶ陳情も受けまして、中には行商に行っている人たちが異口同音に言っていることは、魚を売りに行つたけれども、買ほうで、あなたは毒を売りに来たのか、こう言つてずいぶんひどい仕打ち

で非難をされ、また水俣の子供が東京へ旅行に来ますと、旅館では水俣の生徒だといって食器を別にしてたり、敷布またはまくらカバーを別にして洗うというふうなことで、ずいぶん虐待を受けて、子供たちは何となくさびしい、また卑屈な気持ちになつて帰ってくる、こういうことが先生からも報告がされ、さらには水俣の魚がとれないために、漁民は毎日死の海でぼろ然として、いつこの海がきれいになるのかといつていわれる対策をめぐねております。そういうことをいろいろ聞くにつけて、魚はとつても売れない、漁民に魚をとるなど言へば、これは死ねというに通ずるのであります。農林大臣はもうそのことは十分御存じだと思ひます。そういうたさなかに地元、県において十四日から県会を迎えるというところで、知事以下各議員等も県民のそういうたさなかに対策にたいへん苦慮いたしております。県の財政ももうパンク寸前で限度が来ている状態でありまして、とにかく原因者がわかるまでは国で金を出して何とか対策を講じてくれ、こういうことが偽らざる気持ちでございます。いまこそ決断と実行でぜひこういふことをあらゆる面でやつていただきたいと思ひます。昨日も公害対策並びに環境保全特別委員会においてもいろいろと論議されましたが、いまこういふ問題で各委員会、また関係者から政府に強い要請があらゆる面でおありまして、そこで、漁業者は言うまでもなく、魚市場関係者または鮮魚商、行商をやっている人、貝類の立ち売りをやっている漁民の方、また観光業者等、その日の生活にたいへん困っている人、これらに対してもあらゆる手を尽くして早急なる対策を立てていただきたい、このような塗炭の苦しみを受けている方に救済の手を伸べていただきたいというのが、以下質問する前に冒頭に私の申し上げる要求であります、また要請であります。

そこで、昨日の閣議で水銀等汚染対策推進会議が決定して、議長に三木環境庁長官がなられて、いよいよ明日八時から第一回目の会議が開かれる。そうして具体的な案をいろいろ持ち寄つて検討される、こういうふうにいわれております。私は農林大臣に、明日の会議に積極的な対策を持ち寄つてひとつ臨んでいただきたいし、また進めていただきたい、強くお願いをする次第であります。そこで、明日この第一回の会議に農林省としてはどういう対策案を持ってくるのか、具体的にどういう考えで臨むのか、そういう決意を含めて大臣からぜひひとつ見解をお伺いしたい。これが最初にお尋ねする点であります。

○荒勝政府委員 私か明日環境庁中心の各省会議に、大臣の御指示によりまして責任者として出席することになっておりますので、私から一応御説明申し上げたいと思ひます。

先ほどもちよつと申し上げたのでございまして、農林省サイドといたしまして、この水俣の問題並びにPCBの問題、両方の問題につきましては姿勢を明らかにいたしてまいりたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

まず第一番に、環境庁を中心としまして関係方面協力して、早く汚染の状況の実態を掌握するということが何よりも私の立場といたしましては大事でございまして、水銀の汚染の状況につきまして、第三水俣病が発生して以来いろいろと議論は進めておりますけれども、いまだに直ちに調査開始という時点にまで至っていないのであります。これにつきましては、早急に調査を開始すべきであるというふうに私は主張いたしたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

それとともに、結果的には漁民の方々は漁獲の事実上の禁止に近いような形になりまして、ただいま御指摘になりましたように、漁民の方々がたいへんに困つておるといふことを拝見いたしました。水産庁としましては、何ら罪のない漁民が非常に困つておるといふことについて、そのまゝ放置するといふわけにはいかないという立場に立ちまして、当面緊急に生活に非常に関与するという問題

がありますれば、われわれといたしましては、融資の道でないでいきたいといふことを基本的な姿勢として進めてまいりたいといふことであります。

さらに恒久的な問題については、各省の意見の調整を相当必要とすることにつきましては、今後の問題として検討していただきたいと言つてもございまして。

○櫻内国務大臣 お尋ねはあしたの推進会議に臨む農林省の基本姿勢はどうか、こういうことで、ただいま水産庁長官が言われました点に尽きるわけでございますが、これについては、きょうの御質疑を通じて何かもの足りないというふうな御指摘を受けたのであります。ただ、これには環境庁のほうから第一回の推進会議の取り運び上の一応の案などが参つておりました、それに対応して、いま長官の言われるような対応した姿勢を申し上げておるのでございますが、また関係各省庁の間で協議をいたすことでありますから、その協議に際しましては、当然いふ言つたような点に基本を置きまして、漁民の立場に立つて、現に長官として、また水産庁内に具体的に各種の要請あるいは実情といふものがすでにいろいろ用意されておるのでございますから、それらを頭に置いて、協議の上におきましては自由闊達に論議がせられ、環境庁長官が閣議で言われたように、この推進会議が何しろ具体的にやれるものから取りかかつていくんだという方向で実のあるものとして協議が行なわれていくもの、このように見ておる次第でございます。

○瀬野委員 明日第一回の推進会議が開かれるというので、それにわれわれもたいへんな期待をしております。先ほど申し上げましたように、六月十一日、熊本県知事はじめ県会の議員等三十五名が陳情に見えて、環境庁長官のほうに申し入れをした際に、長官から、きのう閣議決定したようなことが発表になりました、知事もたいへんその点は喜んでいただいております。またわれわれも一歩前進の決意が発表されました、たいへんな期待を

かけております。

いろいろ質問をしても、すべて明日の会議を一つの頂点として会議を持ち、さらにそこで持ち寄ったものからいろいろ具体的なものを検討していくというふうなことで答弁がなされておるようでありまして、先ほどから、また先日いろいろな議論してきましたように、今回の水俣に限らず、全国的に水銀汚染、PCB汚染等がいろいろいわれております。そういうことで水俣がいわゆる水銀汚染の原点でもあり、またこれが全国の大きな注目の的ともなっております。またそれだけに悲愴でもあります。現に水俣のみならず有明海一円、大牟田をはじめ荒尾、玉名にもその懸念があるといわれるし、県外からも水俣病の疑いとしていろいろと連絡がきておるのも事実でございます。そういうことでなかなか広範囲にわたっていくのじゃないかという危惧をしております。ひとつ十分な対策を立てていただいて、一日も早く実行に移していただきたい、こういうふうに思うわけです。熊大の武内教授が、結局あとには実行あるのみである、せっかく自分たちの研究したことがそのまま正直に伝わって、そうして実行していただく、こういうことを常に言っておられるのを見て、まことに当然だと思っております。そして先ほど申し上げましたように、県のはうも市町村段階でも、もうすでに自治体の財政その他が限界にきておりますので、あしたの会議の結果によつては、さらに二回、三回と会議を持っていたら、水産庁のほうでも強力な、積極的な推進をやつていただくように、農林大臣からもとくと今後指導並びに推進の状況を見守つていただきますという言葉を冒頭に強くお願いをしております。

そこで、各論に入つてまいりますが、まず厚生省にお伺いします。

先日いろいろな質問した際に、安全基準については若干の時間がかかるということはおわかれもわかりませんが、早急な調査によつて一日も早く安全基準をきめていただく。スウェーデンの例等

は直ちに日本とは比較にならないということを先日もし申し上げました。日本とスウェーデンとは魚を食べる量も度合いも違つております。そういうことで、日本は日本でもひとつ世界に先がけて、英断をもつて早く安全基準をきめていただきたい。このことがきまらなければ漁民は安心して操業できないのです。これがきまれば、いわゆる危険区域と安全に操業できる区域とははっきりすれば、漁民も元氣を取り戻して操業することになります。そういうことで安全基準を早くきめていただきたい。安全基準には、健康調査あるいは底質調査、水質調査、魚介類調査等々から若干の時間がかかるとしても、とりあえず暫定基準を早くきめていただく、これが魚類の急務であります。先般来WHOの要請に基づいて、日本の国立衛生試験所においてサルの実験体からかなり確度の高いデータがいろいろ出ているということも指摘したわけでありまして、この暫定基準については今月中にきめられるのか、もう二十日ないし二十五日ごろにはきめていただくのか。これをきめる大体的な目標並びに、すでに審議会も二回ほど持たれておりますが、次の会議はいつごろ開かれるのか、そういうことについてもう少し詳しく見解を承りたいのであります。

○浦田政府委員 水銀の食品中におきます摂取許容基準につきましては、先生がただいま御指摘のとおり、昭和四十六年来すでに二年間国立衛生試験所で行つての動物実験観察を続けておるところでございます。その結果を待つて基準をきめるということが、学問的からいへば、一番正當な手続と思われまして、担当の研究者はできればさらに一年以上の飼育観察期間を得たいということをお願いをしております。しかしながら、一方におきましては、今回の有明海におきます事件等もございまして、すでに五月の三十日には、この有明海の特別の事情にある方々の魚介類の摂取についての考え方が、並びに万一食品として流通市場に出回つた場合に、一般国民はどのような基準をもつてその水銀摂取量というものを考えたらよろしいかといったようなさしあたりの問題について、魚介類の水銀に関する専門家会議という名称で招集いたしまして、検討を始めたところでございます。現在までに二回会議が持たれましたが、次回はこの十五日に持たれる予定でございます。ただいま水銀摂取許容量につきましては、スウェーデン、カナダあるいは合衆国あたりでございますが、また一方でWHO、FAOの合同専門家会議における基準がございまして、この委員会におきましては、それらの基準というものを十分評価するとともに、日本における特殊事情、それから日本国内におきますいろいろな調査並びに研究の結果、現在得られるすべて——すべてと申しますか、できるだけ多くのデータをもととしまして、さつそくに結論を出したいということでございます。私どもは事態の緊急性にかんがみまして、先生方にはできれば泊まり込みでも今月中に基準を作成していただきたいということをお願いしております。めどいたしましては今月一ぱいを予定しているところでございます。

○瀬野委員 暫定基準については慎重を要することよくわかりますが、いまおっしゃつたように、ひとつ各先生方にも十分お願いをして、御苦勞ですけれども、泊まり込みでぜひお願いして、今月中あるいはなるべく早い機会に適正な暫定基準をきめていただきたい。こういうことが漁民または鮮魚商、あらゆる人に対する最大の当面の問題ではないか、こう思うわけですが、熊本県は、海岸に行つても全く死の海のようになつております。海水浴場等にたくさん、何百に及ぶ民宿あるいは旅館業をやつておる人が、日曜日に海水浴客が来るわけではなく、潮干狩り等に全然姿を見せないというところでまことに困つております。そういうことのために、ぜひひとつ全力を尽くしてこの問題にかかつていただきたい、このことをお願いするわけです。

それから次は、いまの件で農林大臣にお伺いします。

暫定基準はおそらく今月中にきめていただくことになるであらうし、またきまることになると思いますが、それがきまると——魚が全国的に売れない、また地元の魚は七七から二〇%内外ですけれども、他県から来る魚までも水俣の魚だといつて売れないというふうな状況である。また東京の市場において相当買いたたかれ、あるいは出荷も三分の一くらいになつておるし、また九州の魚といわれては買いたたかれてどうしようもない、こういうふうなことがたいへん問題になっております。大牟田等においても赤貝のかん詰めが全然出荷停止を食つておる状態も御存じのとおりであります。そういうことで、安全基準がきまれば、科学的根拠をもつて全国に安心するようにPRしなければならぬと思つております。同時に国民に安心して食べてもらふような方法を講じなければならぬと思つております。そういうこともその会議で検討してもらわなければなりません。

○櫻内閣務大臣 安全基準が公表された後の対策、これは若干の時日がございまして、国民が、生産者もまた消費者ともに安心の措置を講じたい、このように思つておりますが、ただいま御質問でもちよつとお触れでございましたが、現に汚染されておる魚の取り扱いについて、関係県においてそれぞれ対策を講じております。

【委員長退席、山崎(平)委員長代理着席】
漁獲の禁止地域などが限定されておる場合に、地域住民がその限定の事実を知らず、広範囲な認

識を持っておるといふことから、魚に對しての消費が必要以上に危険視されておるような場合がございまして、それらについては、関係県において実情を十分承知しておりますので、それぞれの対応策、ときに県みずからの書面による、このような状況のものは安心であるというふうなものも、拝見しておるわけでございますが、ただいま御指摘のような安全基準の公表に際しましては、十分それによる影響というものを考え、不必要な不安感が起きないようにとめるとともに、また、不安感のあるものにつきましては、それがみだりに流通機構に乗らないように適切な指導の必要があると思ひますので、ただいま申し上げたような考え方を基礎にいたしまして、これはただちに農林省関係だけではございせんので、関係省庁十分その場合の対応策を立てて臨みたいと思ひます。

○瀬野委員 大臣から安全基準が発表になったあの科学的根拠による国民に安全をPRするためいろいろの方策を聞いたのですけれども、具体的にどうしていろいろな対策を練って、先々と先手を打っていかないと、いつも申し上げるうちに、あと追いついていってしまふ、こういうことがいわれるわけです。基準ができたあとではおそいわけです。十五日には会議を開いて今月中にはとおっしゃるのですから、しっかりやってもらわないと、漁民にはたいへんな問題ですから、大臣もいずれ現地には行っていただくということをお願いしておりますが、いつ行くかということとはきまつておりません。早く一回現地を見てもらいたい。やはり百聞は一見にしかず、けさの報道にあつたとおりです。われわれは何十回も行つて見ておりますけれども、ぜひ現地に行つて見てもらいたい。そして認識を新たにしてみたら、もっと対策を強力に立ててもらいたい、かように思うわけです。

それで大臣、いまの答弁を聞きまして、こんな意地の悪い質問は差し控えようと、私、思つたけれども、いま東京で、すし屋でどのくらいすしの売れ行き、歩合が減つてゐるか、これは全部が全部じやないにしても、どういふことがいわれてゐるか大臣は知つてゐますか、全然聞いてゐないのか。すし屋に行つていただかなくても、所管のたぐさん月給もらつてつとめてゐる水産庁長官もゐるわけですから、いろいろなことを聞いてゐると思ひますが、どういふふうな大臣は聞いておられますか。要するに、すしのネタにマグロやサバやいろいろなものがあるわけですよ。すし屋さんがどういふことを言つてゐますか、全然聞いてゐないですか。ひとつ認識を聞きたい。

○荒勝政府委員 すし屋のことは私も十分存じませんが、一般的に魚の小売りの段階におきまして取引量が低下しておるといふことにつきましては報告に接しておる次第でございます。

○櫻内国務大臣 私は、消費者の皆さん方がいかに自己防衛認識の上に立つて、そういう点から魚に對する嗜好というものが減退しておる、こういう事実は否定ができないと思ひます。ただいま長官が言われたとおりに、当然起つておることと思ひます。私は昨日もある会場ですしの屋台が出ておりました。だから、そういう場合には率先躬行、こういうふうに出てゐる以上安心である、そういう気持ちでどんどん食べました。一昨日も三浦三崎へ参りました。食前に供されるものはことごとく、魚介類でございまして、中にはマグロもございまして。水銀問題ではマグロはこれからどういふ基準になるのかという漁業者の心配があるわけでございますが、私はおしくちやうだいしたわけでございますが、私どもの責任ある立場からいたしますれば、危険のあるものを消費者におすすめることは絶対にできません。しかしながら、必要以上に危険性のないものでも消費の對象として非常に減退しておる、ということでは、これはまた考えなければならぬところでございまして、私のいま率直な見方といたしますれば、いまのところ、そういういろいろな情勢といふものが非常に動揺しておる、不安定である、したがつて、ただいま安全基準が早く発表されて、それに基ついて漁業者にしても消費者にしても、安心のできる、そういう情勢がすみやかにできるようになることについては、私もそのとおりに認識したわけでございます。

○瀬野委員 時間が限られておりますので、はしょつてやらざるを得ませんが、大臣にすしのことを聞くつもりではないけれども聞いたのは、四、五日前から、これは東京のすし屋の中でも、私も当該委員会の委員ですからいろいろ電話がかかつてくるのですが、関係者からも要請があつておりますけれども、四、五日前から半分くらいお客が減つてきたといふのです。けさだつたですか、読売新聞か何かの二面の漫画に、すしをつかんで食べるところで目をぎょろつとして、ずいぶん警戒したような漫画が出ておりましたように、事実あつたことが東京のどまん中であるいは各地で魚に對するいろいろな拒否反応が出てきつてあります。こうなつてきますと、これは今後動物性たん白質を補給するについてもたいへんな問題になつてくる。現に瀬戸内からあちこちと汚染が広がつてきつてありますし、市場のいわゆる取り扱ひが、九州の水俣の魚だけじゃなくて、あらゆるところの魚がそういう扱いをされてきますと、これはたいへんな社会的な問題になりますので、十分安全基準を早くきめる、また暫定基準を早くきめる。いろいろな対策があたりだと思ひますが、そういうことが相当根深く庶民の中に浸透してきて、あらゆる面にあらわれてきております。そうなりますと、今度通産省関係のほうの中小企業、また食品関係は厚生省といつたように、あらゆる面の、すし屋さんとか魚を扱う関係の方、それを加工する方、こういうたものにも影響が出てくるということで、たいへんな問題に派生してくるのではないかと、かように思つております。そういう意味から、私はあえてこれをお聞きしたのです。

○荒勝政府委員 今回の水俣の水銀の公表があるいはPCBの公表によりまして、東京にあります魚市場、中央卸売市場でございまして、ここにおきまして場長が呼びかけまして、汚染されてゐると思はれてゐる地区からの漁獲物の入荷につきましては、関係卸売業者を含めて協議いたしまして、いわゆる取引を一応停止してゐる。産地にその旨通知して、ただいまのところ不安感のあまりないと思はれる魚類のみが入荷しておるといふふうにわれわれ報告を受けてゐる次第でございます。

○瀬野委員 農林大臣、何かいま連絡があらまして、十分間ほどちよつと席をはずして用事があるといふことですが、大臣に引き続きお聞きしたいわけですから、その分は十分延ばしてもらうことにいたしますので、中座したらすぐ歸つてきてもらいたいと思ひます。

それでは、その間運輸省にお伺ひしますけれども、水俣の締め切りの問題、これは詳しく申しませんが、ぜひやらなければならぬ。しゅんせつの問題は、第二次の汚染を起しますから、これはたいへんな問題です。農林水産委員会でも現場の連絡員周辺を見てまいりました。そこで、この締め切りについては、地元の漁協、地元の漁民の案と、また地元の議員、県会、県のほうもいろいろとお考えのようですが、いずれ調査の結果ということだけいつも言つておられますけれども、どういふふうにすればいいのか、どういふふうに考えておられるか、その点について。

さらに、もう時間もないので簡潔にお答えをいたしたいのですが、この埋め立てをするについては膨大な土砂が要るわけです。おそらく普通の山を三つか四つつぶさなければ埋め立てられない。締め切つたら、とてもそんなことは工費がかかつてたいへんである。そこで一つの説として、一案としては東京都で相当とみが余つて、杉

並その他で問題になっている。東京都も百億のごみ処理予算を年間組んでおる。そこで船もちゃんとある。船で運ばば約二十五時間ぐらいで現地へ来るという計算も成り立っておる。それでかなりの量が運べる。そうすると、案外十億円ぐらいの運賃で東京のごみが相当量埋め立てられる。水俣湾も全部が全部埋め立てるのではなくて、いわゆる仕切って一面一面締め切りながら、それで水俣湾のまん中に水中貯木場のようなもの、これは木材でありますから人間に直接公害を及ぼしませんが、そういったものをつくっていけば、一つの大きな木材基地にもなるだろう、そして新しい港をその外につくったかどうか、こういうようなことも考えられるということ、われわれもいろいろ調査をし、意見も聞き、また検討も進めておりますが、あしたから第一回の推進会議が開かれる、いろいろ案を持っていかれると思うし、そういったことも十分頭に入れて、ただ、ごみを運んだ場合に、将来地下水の問題とか、あるいは地元でごみといえ、たいへんな問題であるから、拒否反応を起こすんじゃないか、反対運動が起こるのではないかと、これも考えられますので、そういったことも十分調査しなければなりません。住民意識なども尊重しなければいけません。これはうまくいけば一挙両得ではないかというところも考えられるわけですが、そういうことも等しい、いわゆるごみの処理のしかたによつては埋め立てに使えるのではないかとも思いますが、ごみもごみ次第によりまして、ごみも、そういったことも含めて、ひとつ御見解をお聞きしたい。

それから同時に、有明海の、三年前から県、市で要請をしております緑川、白川河口に熊本の新しい港をつくるという計画が立てられて、いろいろ準備して調査をし、検討を進められておりますけれども、これはぜひつくっていただきたいのであります。こういった第三水俣病の発生によっていろいろ不安がっております。このことに対する当局の見解も、時間もありませんので簡潔で

けつこうでありますから、あわせて答弁をいただきます。と、思っています。

○大久保説明員 お答えいたします。まず第一点の水俣湾のいわゆる水銀を含んだヘドロの処理対策でございますが、現在までのところ、水銀を含んだものがどういうようなぐあいに分布しているかという調査をこれまでやってまいりまして、大体において分布状況が把握できた段階でございます。この対策案につきましては、熊本県当局がそれをベースにして具体的な実施計画を練ることになっておりますが、私どももいわゆる港湾工事の経験を持つて技術者の集団といたしまして、熊本県の要請に応じていろいろ技術的な面からのお手伝いをしていく状況でございます。

それで、具体的にどういうところまで進んでいるかということでございますが、これにつきましては、まずどの範囲までのところを始末しなければならぬかということが問題でございまして、この始末のしかたとして、先生御指摘のように、ともかく水銀を含んでいるところのあるところは全部埋めてしまおうという考え方も一つございまして、これも、現実的に申しますと、それを封じ込めてしまおうということが、はたしていわゆる安全対策として確実な工法が可能かどうかという問題もございまして、そういうようなこともございまして、まず現在環境庁でいわゆるその処理をしなければならぬ範囲の基準というものをきめていただくと、よろしく願ひしておる状況でございます。これは環境庁のほうで中央公害対策審議会の水質部会、底質専門委員会というところで目下鋭意御検討中であると聞き及んでおります。

一方、その結論を待つて具体的な計画を固めるということではございまして、現段階で一応考えられるいろいろな工法を熊本県当局と私のほうとでいろいろ案を持ち寄りまして、それで準備を進めているというのが現状でございます。それで、私どもの心づもりといたしましては、何とかして年内に実施の計画を固めまして年度内にかか

りたいということを考えておりますが、この際考えなければなりませんことは、工事の期間をできるだけ短くするというのも必要でございます。

聞き及んでおりますが、それらの点をわれわれも十分参考として聞かしていただきながら、いま申しました確実に早くできる工法を選択したいということで取り組んでいる次第でございます。

それで、御提案のごみの問題もございまして、これにつきましては、やはり地元の方々のいわゆるこういうものに対する意識というものが非常に問題になりますし、また現実問題といたしまして、もしかりにそれを受け入れるという気持ちがある現地にあったといたしまして、早く確実にという点からやはり検討を要する点があると思っております。

それから貯木場の問題も、やはり貯木する水域の下の方に水銀のあるヘドロがございまして、これを完全に被覆しなければなりません。その点で、一つの考え方ではございまして、こういう問題も、やはり先ほど申しました点から検討する必要がありますが、あろうと考へておる次第でございます。

それから最後に、有明海の問題にからみまして、ちょうど熊本新港を予定しておる地域の付近に流れ込んでおります川の上流に工場がございまして、そういうような事情もございまして、やはりいろいろと不安を持つ向きもあるように思われます。そのころの工事にかかります際には、いわゆる公害という問題が起らないかどうかということをや、慎重に考える必要がございまして、したがって、私どもも感覚的に申しますと、予定地付近は、いわゆる水銀を含んだヘドロがそうあるというふうには現在のところは思っておりません。しかし、これもあるかないかというところは慎重に調査することを県のほうに指導しておる次第でございます。やはり必要なものは何としてもやらなければなりませんので、その際公害を起こさないような方法でやるということを中心にかけてやるつもりでおります。

りである次第でございます。○瀬野委員 環境庁、いま運輸省から答弁がありました。この水俣の締め切りについては底質の基準がきまらないということなんですけれども、それは当然だと思ひます。今年じゅうには着工したいということで、その基準を急ぐわけですが、現地ではいわゆる水域はもう等高線を引いて、どこはPPMと、ずっと書いた地図を持っていくわけですね。現地でもかなり調査は進んでおりますけれども、いつごろまでにはつきりする予定ですか。簡潔にお答えください。○岡安政府委員 現在最終的な詰め段階に入っておりますので、間もなく結論が出ると考えております。

○瀬野委員 これはひとつぜひとも早く結論を出していただきたい。いわゆるこれが一番もたんとすから、このもたんとはつきりしなければ、結局魚は回避するわけですね、漁民はいつまでも不安がのきまないので、これまた汚染源の調査ともな——暫定基準をきめていただくことも急ぎますが、この問題がまた焦眉の急になっておりますから、どうかひとつ精力的に調査を進めていただいで早く決定をしていただくように、これは強くお願いをする次第であります。

「山崎（平）委員長代理退席、委員長着席」そこで、水俣湾の漁獲禁止の問題ですけれども、これは水産庁にお伺いします。大臣が来るまで水産庁長官のほうからでもお答えいただければけっこうです。先日申上げましたように、いわゆる禁止区域においてはますますプランクトンがわくので、魚がますます寄ってくるわけですね。またとらないから魚は安心してプランクトンを食べにその港へ寄ってきます。そしてまた時期によつて、魚の種類によつていろいろ回避をする。そういったことを考えてまいりますと、かなり広範囲にわたつて魚を禁止しなければならぬ。と同時に、有明海一円、八代海一円ももちろんそうでございますが、天草の沿岸等に至るまで、現に患者があらわに

てきている、相当広範囲な規制を考えなければならぬと思ひますが、これまた焦眉の急務、規制をしたならば必ずそれに伴う裏づけのいわゆる金の対策というものを考えなければならぬ。ところが、これは大臣の答弁によりますと、いわゆるつなぎ的な融資、こういうふうなことをおっしゃっており、ますけれども、漁民はつなぎ的な融資をいって、いづれ金を返さなければならぬ。やはり補償的なものでもらわなければ、漁民はともそれは納得しないし、また借りるという手もなかなかしないと思ひます。そういう点をいろいろの実態を見ますと、何とか金を早く出して、原因者がわかつた場合には原因者から金を取るといふことで、その間補償的な意味の金を早く国から出していただくような方向で水産庁も働きかけてもらいたいと思ひ、また、大蔵省もきょう来ていただいておりますが、三千億の予備費があるのだけれども、環境庁長官は金はあるだけ出す、金に糸目はつけないというふうなことを現地で言っておるし、また緊急な対策はあらゆる手を打つ、こういうふうな言っておられる。大いに期待しておりますけれども、最近では、だれが調査に来て、返事はいい、いろいろなことを聞くけれども、実際に実行が伴わないというところで不信感がますます強まっております。来たる十六日から十八日の三日間、公害対策並びに環境保全特別委員会でも二班になって調査に行くことになっておりますけれども、相当の反響を受けるのではないかと、こういうふうにも考えられます。何としても漁民が安心して生活できる規制が発揮できまして、この地域で魚がとれるというようにしていただくようなことをして、それまでの間にもかく漁民がもらえる金を何とか国で見てもあげるなり、県もバンク寸前ですから、早くそういった金を大蔵省に折衝して見てもらうようにしていただければ困るのです。県があらゆる処置をしたものは、年末に特交で見てもらうのか、そんななまぬるいことでは、特交で見てもらうのはあたりまえだと県は言っております。そんなことよりも、

もつと皆さん方のほうで、自治省のほうでもよく検討され、そしてそれはそれなりに検討されると同時に、予備費から早く県のほうに金を出す、どうすればできるかというのを早く水産庁はやっていただく。またこれに対して大蔵省は、環境庁長官もそういうふうな言っておられるので、どういふふうな考えておられるのか、特交においても自治省から要請があれば出す、また環境庁から要請があれば、大蔵省としても三千億の予備費があるわけですから、そういう金は出す、こういうふうな考えておられるのか、それもあわせて両省から見解を承りたいと思ひます。

○荒勝政府委員 漁民に対します生業補償金ということにつきましては、政府内部でもたいへんに議論を呼びまして、結論を得るには今後相当時間を食うのではないかと、こう思ひます。したがって、その間漁民の方々が非常に御迷惑になるというところにつきましては、現在あります農林漁業金融公庫の漁業経営安定資金を、一人当たり約五十万円でございますが、これを早急につなぎ資金といたしまして出すことによりまして、この問題に処したいと思っております。しかし、それだけではなおおぼつかないあるいは不足するといふふうな問題も懸念されますので、このつなぎ資金の融資の問題につきましては、さらに私たちも含めまして、今後早急に結論を得るよう努力いたしてまいりたい、こういうふうな思っております。

○古瀬政府委員 水俣及び有明海の事態につきましては、私も瀬野委員の御指摘のとおり相当に重大な事態だと考えております。ただ、いま御質問の原因不明のときに、いわゆる健康被害者じゃなくて、一般の生業なり生活の補給をやっていくという問題でございますが、これはほかの地区にもいろいろ波及する問題でもありますし、先ほど水産庁長官が述べられたように、なかなか明確な結論は得られないと思ひます。私も水産庁のほうから現地の実情をいろいろ伺ひまして、いま環境庁を中心に各省が鋭意その結論を急いでおりますが、とりあえずの措置につきましてはできるだけ早く結論を得たい、こう考えておる次第でございます。

○瀬野委員 大蔵省、だれか来ましたか。――さつきもちよつと申し上げましたように、地元の県でいろいろな対策に相当金が要るわけです。かりに生活補給金あるいは漁業補償――原因者がわかるまでいろいろな金がかかるわけですから、一人に十万円やつても相当な金になる、二十万円やればまたその倍になる。十万円ぐらいではせいぜい二カ月ぐらいの生活しか成り立たない。そうすると、さつき言いましたように、鮮魚商、観光業者あるいは立ち売り業者、あるいは行商している人、あるいは採貝をやっている方、いろいろ各般にわたっております。市場もそうです。原因者を鋭意調査していただいておりますけれども、その調査がすつとおくれますと、つなぎ融資だけでは、なかなかめんどろな手続をして、やはり金を返さなければいけませんので、結局借りようとしません。そういう人たちに對して、いづれ原因者がわかれば補償を受けるということになりますので、そういう場合に、県のそういった要請があれば、十分また環境庁長官等を通じていろいろ対策を練っていただいて相談するわけですから、大蔵省は予備費からしかるべき金は出す、こういうふうな理解してよろしいですか、その点、どうでしょうか。

○瀬野委員 いろいろ時間も制約があるのでは、しよつと聞きますが、水産庁長官、さつきも申し上げましたように、県もひとつ十分対策をとってもらわなければいけないが、現地でも漁獲量も減っている、水揚げも少なくなっている、もう三分の一以下になっている。近海のものばかりではなくて、よそから、いわゆる三陸沖から持ってきた魚についてさえも水俣の魚といつてなかなか買おうとしないし、売れない。東京の市場でもその影響が出てきておる。またすし屋さんにも影響が出てきておるということ、かなり広範囲にいろいろなことが出てきておると思ひます。またそう

○瀬野委員 きょうは山口主計官も病気で急に御欠席になったのであれですが、この件についてはここでこれ以上議論してもどうしようもないことですから、ぜひひとつ御検討いただきたい、かように思ひます。

○古瀬政府委員 水俣及び有明海の事態につきましては、私も瀬野委員の御指摘のとおり相当に重大な事態だと考えております。ただ、いま御質問の原因不明のときに、いわゆる健康被害者じゃなくて、一般の生業なり生活の補給をやっていくという問題でございますが、これはほかの地区にもいろいろ波及する問題でもありますし、先ほど水産庁長官が述べられたように、なかなか明確な結論は得られないと思ひます。私も水産庁のほうから現地の実情をいろいろ伺ひまして、いま環境庁を中心に各省が鋭意その結論を急いでおりますが、とりあえずの措置につきましてはできるだけ早く結論を得たい、こう考えておる次第でございます。

○瀬野委員 いろいろ時間も制約があるのでは、しよつと聞きますが、水産庁長官、さつきも申し上げましたように、県もひとつ十分対策をとってもらわなければいけないが、現地でも漁獲量も減っている、水揚げも少なくなっている、もう三分の一以下になっている。近海のものばかりではなくて、よそから、いわゆる三陸沖から持ってきた魚についてさえも水俣の魚といつてなかなか買おうとしないし、売れない。東京の市場でもその影響が出てきておる。またすし屋さんにも影響が出てきておるということ、かなり広範囲にいろいろなことが出てきておると思ひます。またそう

○瀬野委員 いろいろ時間も制約があるのでは、しよつと聞きますが、水産庁長官、さつきも申し上げましたように、県もひとつ十分対策をとってもらわなければいけないが、現地でも漁獲量も減っている、水揚げも少なくなっている、もう三分の一以下になっている。近海のものばかりではなくて、よそから、いわゆる三陸沖から持ってきた魚についてさえも水俣の魚といつてなかなか買おうとしないし、売れない。東京の市場でもその影響が出てきておる。またすし屋さんにも影響が出てきておるということ、かなり広範囲にいろいろなことが出てきておると思ひます。またそう

○瀬野委員 いろいろ時間も制約があるのでは、しよつと聞きますが、水産庁長官、さつきも申し上げましたように、県もひとつ十分対策をとってもらわなければいけないが、現地でも漁獲量も減っている、水揚げも少なくなっている、もう三分の一以下になっている。近海のものばかりではなくて、よそから、いわゆる三陸沖から持ってきた魚についてさえも水俣の魚といつてなかなか買おうとしないし、売れない。東京の市場でもその影響が出てきておる。またすし屋さんにも影響が出てきておるということ、かなり広範囲にいろいろなことが出てきておると思ひます。またそう

○瀬野委員 いろいろ時間も制約があるのでは、しよつと聞きますが、水産庁長官、さつきも申し上げましたように、県もひとつ十分対策をとってもらわなければいけないが、現地でも漁獲量も減っている、水揚げも少なくなっている、もう三分の一以下になっている。近海のものばかりではなくて、よそから、いわゆる三陸沖から持ってきた魚についてさえも水俣の魚といつてなかなか買おうとしないし、売れない。東京の市場でもその影響が出てきておる。またすし屋さんにも影響が出てきておるということ、かなり広範囲にいろいろなことが出てきておると思ひます。またそう

したがこれによると、通産省が目下府県と打ち合わせ中で日程がきまつていない、早期にこれをはつきりしたい、鐘淵だとか三菱モリサント等、PCBの三百三十八工場についていろいろ検討する、また環境庁が今月中には調査を始めた意向向であるというように聞いておりますが、そういうことを再確認したいのと、それからいま大臣から若干触れられましたけれども、この八水域を公表するにあたってはかなりの調査をし、かなりの検討の結果発表されたと私、思うし、また大臣も勇気ある発表であった、こういうふうにいま答弁なさいました。

そこで、私はよく事情はわかるのですが、国民の声としては、なぜこれを発表する前にいろいろ調査をして、こういう八水域については規制をしなければならぬような問題があるんだから、原因者もはつきりやるべきではなかったか。原因者を発表せずしてこれだけ発表するから、困るのは、さつきから何回も言うように、市場であり、漁民であり、鮮魚業者であり、あるいはまたおすし屋さんであり、また行商をやっている方であり、採貝漁民、こういった人たちがたいへん打撃を受けてくるんだ。こういう発表をするならば、当然その裏づけとして生活補償なりいろんな手当て、こういったことを国で対策を考えてやるべきではないか、こういったことがいわゆる素朴な国民の気持ちで、これが強くいわれておるわけです。これに対して農林大臣はどう答えられるか。いろいろな経過発表、こういったことはわかっております。その点についてお答え願いたい。通産省、環境庁はさつき言ったことにお答えいただいで、お帰りになってけつこうであります。

○岡安政府委員　お話し、特に最近問題になっております水銀並びにPCBにつきましては、有明海並びに八代海のみならず全国の地域につきまして私どもは六月中にも調査に着手をいたしたいということ、現在関係各省庁ともその計画の内容、分担等につきまして相談をいたしておる次第でございます。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

PCBの調査につきましては、御指摘のように、八水城の水系にかかわりますPCBの使用工場を対象として、汚染源の究明を目的といたしまして調査を、関係省庁あるいは地方自治体と協力して早急に調査を実施することによりまして、一部についてはすでの実施いたしております。なお、汚染度が今後増加しないように、PCBの保管状況でありますとかあるいは転換、回収の促進につきましては、今後一そう強力に指導したいと思っております。

○櫻内国務大臣 資料をもつて申し上げるほうがいいと思うのですが、せっかくお尋ねでありますので、兵庫県の場合で申し上げます。原因者として、鐘淵化学工業あるいは三菱製紙等という名前があげられておるわけでございますが、現在兵庫県として漁業公害救済対策協議会を設けよう、そしてそれについては兵庫県は二千万円、市及び町で二千万円、関係企業約四十社で一億円、県漁連で運営経費の一部を出して計一億四千万円にプラスアルファでいまの諸問題に対応していただく。また兵庫県の播磨灘沿岸水域につきましては、高砂地先沖合五百メートル、これは全漁業について規制を行なう。規制値をこえた魚は全量高砂漁協で集荷、冷蔵庫保管の上、適時鐘淵化学敷地内にコンクリート詰めにして廃棄処分をする。第一回は六月八日にやった。白浜地先沖合五百メートル、スズキ、コノシロ、ボラにつき漁業者が組合へ持参、冷蔵保管の上、適時鐘淵化学敷地内へ廃棄する。もう一つ神戸市妙法寺川以東沖合三百メートル区域内の操業禁止の方向で、これは検討中のものがございますが、以上の三地区について、いま申し上げた措置のほか、漁業者に対し、漁価低落による損失補てん、漁業転換資金の利子補給等を行なう予定にしております。こういうふうに各県がそれぞれ原因者が一応わかっておる、あるいは複合汚染の場合はそのようにいずれも具体的な措置をとってきておるわけでございます。

今後におきましても、ただいま申し上げたような方針で一応まいりまして、今回の水銀あるいはPCB等の汚染対策推進協議会においてさらに関係者の御安心の願える施策が逐次当然打ち出されてまいるのでございますから、それらを加えて安心のいけるようにいたしたいと思っております。

今回の発表で一番私どもが苦慮いたしておりますのは、原因者が大体見当もつき、話も進んでおるというのはいささか進んでおるが、そういうことのない地域というのについては、それじゃ、そういう地域はもう発表せずにそつとしておくかというような措置はとり得ないのであります。そのところをわれわれとして非常な苦慮があったわけでございますが、しかし、それらのことにつきましましては、五分の、二十年の、最高五十万円のつなぎ資金を考えてみるとか、あるいはこれに影響を受ければ旧債の償還条件の緩和をするとか、あるいは関連のもので生活に不安があれば、それはそれで厚生省関係の資金で対応できるのでありますから、それも考えるとか、この現にある法律あるいは行政上より得る措置というものは、これはもうあらゆる努力をするということである点から不十分ではあるけれども、御不満にきたえることはできないのではないかと。

しかし、何べんも申し上げるとおりに、もう一つ国の施策を十分にやれ、漁業共済基金のようなものはどうかという点については、これは現在並行的に検討もするし、あるいは法律上の問題があればそれも考えるということも申し上げ、加えて今回の推進会議ということになったのでありますから、先ほど発表する以上は何のことも考えずじやないか、それはそれでないかということをいまの御説明で御了解いただきたいと思っております。

○瀬野委員 こういった八水城の規制を発表するからには、私は原因者等も十分検討してやるべきだった、また、国民のそういった素朴な質問に対しては当然答えるべきである、かように思うわけ

です。そのためには、通産省あるいは運輸省、また環境庁はもちろんのこと、かねがね各省とよく連携をとって調査検討をやるべきじゃなかったか、こういうふうに思うわけですが、これをやるよとまた時間がかりますので……

あと若干お尋ねしますが、水産庁長官に六月七日に、私、質問した際に、漁業被害対策基金といういわゆる共済制度をつくるべきだということをご提案して言っておいたのです。水俣のチッソみたい、原因者がはつきりしている場合は補償対象がはつきりしておりますけれども、今回のように原因者がはつきりわかってないという場合には、また調査に相当長引くということも考えられるし、全国的にもいろいろ起きてくる。いわゆるタンカーの流油問題もございまして、魚介類、ノリ、真珠などの被害があらちこちに起きて、複合汚染の問題等なかなか長引く問題もある。いろいろこういったことから、漁民を救うために漁業被害対策基金というようなものをつくるべきじゃないかと思つて提案をしておいたのですが、大臣はどういうふうにその報告を聞かれて検討されたか、時間がかかっていますので、簡潔にいいですから、お答えいただきたい。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘になりました点につきましましては、私たちのほうといたしましては、この問題は前半申し上げましたように、非常に論議を生み、かつ検討の結果が出るには相当時間がかかるのではなからうかと思っております。その間、先ほど答弁申し上げましたように、その間の緊急の問題としてつなぎの融資を行なう。これは農林漁業金融公庫の金でありまた別途何らかの形で融資が行なわれるように私たちが検討してまいりたい、こういうふうにいまま考えておる次第でございます。

○瀬野委員 これまた農林大臣に質問するところをこの水産庁長官に答弁いただいたのですが、熊本県で六月四日、県の経済委員会で水俣湾の締め切り問題等を検討しまして、農林省にいま照会中で、六月七日にこれも提案しておきましたので

御検討いただいたと思っておりますが、緊急措置と恒久対策、その中で水俣湾の魚が回避しないために電気網を張って、その中の魚を漁民が一網打尽に三日間くらいでとる、魚介も全部とってコンクリート詰めにしてそれを埋める、そして魚の回避その他を防止するという計画を立てて、いろいろ対策を立てております。いわゆる禁止区域内の魚介類の一斉除去をして、そしてとりあえず埋め立てまでそういった対策をしたらどうか。いわゆる緊急対策と恒久対策という水産庁と相談しておるわけですが、大臣、これはどういうふうな受けとめておられるか、これに対する見解を承りたい。簡潔にお願いします。

○荒勝政府委員 電気網の件につきましては、地元から私たちのほうに照会が来ておりました、技術陣あるいは研究陣の間で検討されておりますが、電気網の問題についてはやはり若干疑問が残るので、われわれといたしましては、水俣湾内の魚を別の形で極力捕獲するようにしたほうがいいのではなからうか、こういう感じを持っております。第でございまして。

○瀬野委員 まあ、いろいろ問題があるような答弁ですけれども、地元も苦肉の策としていろいろなことを考えて対策をしていくわけですから、大臣、よく検討していただいで、だめならどういう意味でだめなのか。別の対策があると水産庁長官は言っておるようですが、別の対策とはどういう具体的な案があるのだということを示して、もうせっぱ詰まった漁民、または県会議員の方やら、また市会議員の方も終始それに明け暮れておるわけですから、検討をお願いしたい、そしてまた明確なる指示を与え、指導をしてもらいたい、こういうふうに思っております。ただおさなりの計画じゃないのですから、それに対する大臣の決意。それからもう一点、この水俣湾で、たくさんありますけれども、はしょってお聞きすると同時に、これは対策に対しての警告を発しておきたいのです。これまた私はこの委員会でも質問することすいぶんためらったのですけれども、いつかは

これまた問題になったときはたいへんであるのであえて申し上げるわけですが、牛や馬であれば、草食動物ですから、草を食べるのでも問題はなないけれども、豚は、御存じのように、魚を食べるわけですね。普通の家庭でも余った魚は豚にやるのです。最近は大規模経営があらわにできまして、相当大型化で養豚業者もこれは全国的な問題としてあるわけですね。何れも九州のみならず、全国的な問題として私はお尋ねするのですが、全国でPCB汚染、水銀汚染等起きてきますと、どうしてもそれた魚や余った魚は惜しいといつて豚に食べさせたり、またわからずに食べさせることがあるので、今度はそれが豚に蓄積されると、豚が汚染されてたいへんなことになる。そうすると、また畜産界にたいへんな影響を及ぼす。現にもうそういう話があるわけございまして、結局とれた魚を食べさせる、余ったものを豚にやるということから、私は農林省にこれは警鐘打して警告をしておきたい。これは十年、二十年たつて起きてから騒いでもしょうがありませんので、こういったことも十分事前に検討し、対策を立ててもらいたい、こういう気持ちで警告を発しておきたいのです。この点に対して農林大臣の御見解を承っております。

○櫻内閣内務大臣 最初の御質問の電気網のごときでございますが、これは水産庁長官のお答えで済むのであります。このような措置というものは技術的なことでございまして、私がそういう技術面について何らの知識もなく、私としての政治的な判断とか見解とかはこれは控えるのが当然であると思っております。電気網につきましては長官からは問題点があるというのを申し上げましたが、それらの問題点については私としても十分承りまして、また現地の方がそういう問題点について専門的な何か御意見を持っておられてはおかつ電気網の使用ということでありますれば、それはまたさらに検討するというところで御許しをいただきたいと思います。

それから汚染魚を飼料に使うということ、そういうおそれがないかということございまして。特に豚の場合を御指摘になりましたが、有害物質に汚染されておる魚が飼料として流通をしたり、あるいは汚染魚を使用して魚粉を製造し、それを飼料用に供する、これはいづれも回り回って、さらにそれによつて豚をはじめとする食肉関係が汚染されるという事態は常識的にも予想されるのでありますから、そのような事態を起さないように、飼料検査を通じて適宜の監視をいたしてまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 以上で水俣病並びに第三水俣病関係の質問を終わります。あと時間の範囲内で水産三法の質問に入りたいと思ひます。水産業協同組合法の一部を改正する法律案についてまず最初にお伺いしますが、時間の制約もありますので、はしょつて大事なところだけ質問を申し上げます。まず農林大臣にお伺いしたいのは、本法は漁協系統信用事業の円滑化をはかるために、新たに漁協等が内国為替の取引、手形割引、業務代理の事業を行なう道を開こうとするものでありまして、現状においては漁協の規模が総合農協に比べますとずいぶん小さい、また職員数も少ないわけですね。かりに職員数でいいますと、全然ないところから百六十二、一名から九名のところが千五百十七、十名から十九名のところが三百二十三、二十名から四十九名のところが百七十五、五十名以上は四十七、こういうふうになっておまして、信用事業の実施組合も千八百八十五で、総合農協と比べると三分の一ぐらいでございます。また、預金残高にしても五億円以上十億円未満の組合が六十九、十億円以上の組合が二十五、こういうふうになっておまして、総合農協に比べて全然貧弱でございます。漁協等の信用事業の実態から、この種の事業を行なうことのできる組合といへば、手形、為替にしても、もうほとんどに百二十とか四十とか限られた組合になってくるというふうになるので、漁協の信用事業の拡大安定をはかるた

めに積極的な育成を今後していかなければならぬ。そこで、農林大臣は合併その他のことも考えていろいろと対策を立てておられるようですが、どういふふうにご存じですか、今後これを指導し、ひっぱつていくつもりでおられるか、そういった対処方針をまず最初に簡潔に承りたい。

○櫻内閣内務大臣 いま御質問の中にありましたように、漁協の将来のあり方につきましては、経営基盤を強化することが最も必要でありますから、お話しのように、合併または事業の統合を推進してまいりたいと思ひます。この信用事業をやりますについては、お話しのように、漁協はどの規模がまだ小さい。為替業務を扱ふするいは手形の割引をさせるというにはどうかという御批判もございまして、言うまでもなく、漁業者の場合には、遠く漁業に出まして、この手形割引の場合あるいは為替取引の必要性というものが相当あると思ひます。したがって、組合の中でそういう能力があり得るというものについて、たとえば貯金の残高について手形割引をするについては十億円以上、あるいは内国為替を扱うについては貯金残高五億円以上、さらには信用事業従事職員が四名以上というふうな、そういういろいろな条件をつけて認めるようにしたらばいかがかと御提案申し上げておる次第でございます。

でしたけれども、千三百万はまだ使わずに持っていたということ、八千万の使い込みの不正事件が起きておりましたが、あいつたことが起きると、為替のためにつづいて、漁業権の管理団体がなくなるといふことが言える。すなわち、消滅する心配が起きてくるわけですね。この点はどうか、お答えいただきたい。

○荒勝政府委員 先般の三崎の漁協の不正事件につきましては、私たちが県なりの指導監督が非常に不徹底の関係でございまして、不祥事を起こしたことにございまして、この席をかりまして、まことに遺憾の意を表明いたしたいと思います。この三崎のような場合の今後の問題でございますが、われわれといたしましては、そういう場合合には、早急に再建のための対策委員会を設けて、組合の再建をはかつてまいりたいというところがまず第一点でございますが、また漁業権の喪失というふうなことに万が一でもならないように、その場合におきましては、当然に私たちといたしましては、漁協の合併というふうなことを強力に推進することによって、漁業権が維持管理されるように、これはほんとうに強力な指導で実行してまいりたい、こういうふうな考えております。

しゃったが、これに該当する組合はどのくらいあるのか。当初は少なく、だんだんに大きくしていくというところでしょうけれども、なお手形の場合は四人と十億円以上を見られるようですが、この場合の漁協数、大体四十くらいというふうにいわれておりますけれども、こういった数から始めるのか。

それともう一点は、水産加工業協同組合はこれは該当がない。今回の提案は、いわゆる該当のないものを今回提案をしている。これはその提案とも言えるというふうに思ふのです。けしからぬ、こういうふうにするのだけれども、その点についても答弁をいただきたい。

○荒勝政府委員 簡単に申し上げますが、この為替業務につきましては、担当職員四人とそれから貯金高が五億円以上あること、それから手形割引業務については、専任職員がやはり同様四人で、貯金高が十億円以上あるということと条件にいたしております。

また、該当数につきましては、全漁協数が現在二千七百四十八組合、これは地区別あるいは業種別あるいは加工協も含めまして二千七百四十八でございます。そのうち信用事業を営んでおります組合が二千九組合でございます。約八割くらいであります。そのうち為替業務の適格組合というのが、私たちの現在の見方では、百十九組合でございます。それから手形の割引業務の適格組合が、たまたま御指摘のように、四十一組合というふうになっております。

今回の改正に合わせまして、加工協同組合も法律論として適用するにもかわらず、実質問題として事実上ございせんが、将来の問題といたしまして、加工協同組合にもやはり今後私たち、水産物の加工というものは非常に大事でございます。将来その中から優等生といえますか、適格なものが出てまいりますれば、その時点においてこういった業務を行なわせるということで、現在の時点におきましては、法律は提案いたしておりますけれども、

も、成立いたしました暁において直ちに適用する組合がないことはひとつ御了承をお願いいたします。と思ひます。

○瀬野委員 加工協の為替は、現在信濃連でいわゆる委託というか、委託というか、普通取り次ぎ方式といいますが、取り次ぎ方式においてやっているわけで支障ないわけですね。現在該当がないのだから、それを将来のためにやる。気持ちはいからぬでもないけれども、実際の提案から見れば、いわゆるその提案だ、こういうことになる。私は思ふのです。実体のないものを提案している、こういうことになると思ふのです。その点は皆さんは将来のために言うんですか。

○荒勝政府委員 先ほど申し上げましたように、やはり水産協同組合は組合でございますので、一応法律論としては道を開いておく。しかし、実行の過程においては、その手形とか為替とかといった業務の資格、能力のないもので直ちに適用することはどうかと思ひますので、われわれ指導の段階にあたりまして、さしあたり、当分の間、実行しないということとございまして、ひとつ御了承をお願いしたいと思ひます。

○瀬野委員 それから、中金の業務の代理の問題で、これは先般のいわゆる農協四法のときにもいろいろ審議したわけですが、やはりこの場合にも、貸し付けにあつては直貸の場合もありまして、中金がやる場合には、信濃連等、漁協、中金、こういったものが競合することが考えられますけれども、この調整についてはどういうふうに考えておられるか、またいろいろ意見書をとつてやられるのか、これらについてもひとつお答えをいただきたい。

○荒勝政府委員 今回の提案いたしましたこの法律で、農林中央金庫の業務の代理を実施することにしたしておるわけでございます。これは中央金庫等の直接貸し付け業務というものが相当今後実行が行なわれることになってくるのではなからうかという前提で、そういった場合に農林中央金庫が直接貸し付けを行なう場合に、末端の漁協が代

理業務を行なうことによって積極的に介入できる道を開いた。また、これによりまして、系統金融という観点からいたしまして、このほうが好ましいというところでございまして、このほうが好ましい。また、漁協が業務代理を行なう条件を備えていない等のために、中金が直接貸し付けを行なう場合にも、中金と末端の漁協との間で十分協議して、その承諾を得るなどして十分な措置をとるようになつてまいりたい、こういうふうにご考慮願ひます。

○瀬野委員 次は、合併問題ですけれども、漁協の規模拡大をするためには、合併促進が大事なことはもうずっと前から数回にわたつて附帯決議が出されておるところでありますけれども、いろいろ資料によりまして、四十六年の実績を見て、また合併の予算を見ても八十七万円、しかも半額補助金全漁連でも行なり、約百七十万円ぐらいいろいろな推進をはかっているように思ふけれども、こういったことでは、これは二階から目録みたいなことで全くお話にならぬじゃないか。合併の促進といつても、一番大事な水産協同組合の合併にあつては、政府の推進の姿勢というものがあるわけですか、また、われわれもそう思ふわけですが、その点、どうですか。

○荒勝政府委員 御存じのように、この漁業協同組合の合併につきましては、昭和四十七年に漁業協同組合整備促進法が廃止されて、かわりまして漁業協同組合合併助成法というものが四十六年四月に、昭和五十一年の三月三十一日まで延長することになりましたので、同法延長後は国の助成は行なわれない。しかし、税制等の特例を設けて、われわれとしましては、零細な漁業がたぐさんありましてはなかなか近代化の漁業活動も不十分というふうに見えておりますので、今後とも合併は促進するというところに、さらに今度の四十八年からは一市町村一組合ということを目標に關係方

面と現在相談してまいりまして、そういった促進に伴う多少の協賛的な経費については助成をいたしておる次第でございます。

○瀬野委員 次に、漁船損害補償法の一部を改正する法律案について、大事なところだけお伺いしておきます。

付加保険料のことでありまして、総保険料と一般に呼んでおりますけれども、この中には御承知の純保険料と付加保険料があるということ、漁船の所有者というものは、漁船と普通損害保険に付する場合には総保険料を払い込むわけでございます。この場合における純保険料率は、法第三十三条の四の規定によつて料率算定の基準が法定されております。一方、付加保険料率は組合定款で定める、こういうことになっておるわけでございますけれども、この付加保険料率が高いというところでいろいろわれわれ考えておるわけですが、当然のことではないか、こういうふうにするのが当然のことではないか、こういうふうにするのが当然のことではないか、これは、組合が小さい、職員も足らぬということもわからぬではないけれども、当然これは一、二割に押さえるべきだと思ふのですが、その点はどうかというふうに考えてこの改正案を提出されましたか。

○荒勝政府委員 私たちといたしましては、たまたま御指摘のように、付加保険料は、まあ低いというか、なるべく安いほうがいいというのとは基本的な原則でございます。そのためにはやはりこの保険組合が、経営が向上しあるいは加入者がふえることによりまして、経営が安定してくれば付加保険料率もおのずから下がることも可能でありますし、われわれとしましては、そういった形でこの組合の今後の近代化、合理化を大いに促進してまいりたい、こういうふうにご考慮願ひます。

○瀬野委員 この四十七年なんかの付加保険料率の最高は、北海道では五〇%、京都では五一%、広島県では五三%と、半分以上のところがある

し、半分に近いところが相当あります。純保険料の半分以上も人件費あるいは事務費を払っている、ここに問題があるわけで、県によっては、漁船の数で割る当てないのでこういふふうになつていゝのではないかと、こういふふうにもいわれてはいるわけですが、保険はある程度広がりを持たなければならぬことは当然のことでありまして、アンバランスができるといわれておりますけれども、こういうアンバランスです、いわゆる組合の定款等で定めるわけですから、そういったことに對してどういふ指導をされておられるのか、またこのアンバランスの是正についてはどういふような姿勢で農林省は考えておられますか。

○荒勝政府委員 このアンバランスは正のため、地域でも極端に悪い地域組合等は、ほかの組合と合併せしめて、極力アンバランスがないようになす指導しておりますことと、それからこのアンバランスは正のために、国からある程度、再保険特別会計からでございますが、事務費の補てんをいたしましてそのアンバランスは正に資することとに、なおかつ保険中央会のほうから、余裕金の一部をもつて特にそのアンバランスは正のために事務費の一部を補てんしておる、こういふふうには御理解願いたいと思ひます。

○瀬野委員 付加保険料率の問題は、これは全国一律にほんとうはするといふことが当然ではないか、政府の政策としても当然こういふことも考へるべきではないかといふふうにはわれわれは思つてゐるのですけれども、いまさらこれをどうと申す、すぐ訂正することもならぬわけですが、おしなべて考へるべきであるといふ考えが政府のほうにはあるのか、そういつたことは、検討されて、どういふふうにはわれわれに説明されるのか、その点、簡潔にお答えいただきたい。

○荒勝政府委員 この問題につきましては、ただいま御指摘のように、非常にアンバラ問題もございますので、今後この指導にあたりましては、国の特別会計からの補助金を多少検討することに よりましてこの問題の解決に寄与してまいりたいと思ひます。

い、こういふふうには思つておる次第でございます。ただ、従来からも国といたしまして、やはりこの事務費の補てんのために国の特別会計から相当な金額を、年々人件費の高騰に伴ひまして交付してきてゐるいきさつがございます。

○瀬野委員 この安全料率を多く見たから毎年毎年度の会計が黒字になつてきた。昨年なんかほとんどで少し赤字が出たとかいふようなことも聞いておりますけれども、従来は少なくともこの料率が高いために黒字が出てきたことも事実であります。ゆえに、料率が高かつたのであるから料率を下げるべきだ、こういふ声が強ひし、われわれも当然下げるべきじゃないかと思ひます、これが、この点、どうですか。

○荒勝政府委員 料率につきましては、過去十年間の実績を基礎にいたしまして定めるようになつておりました、私たちがいたしましては、船の大型化あるいは建造能力の向上、あるいはその船の操作能力といふような点から、一たんきめましたこの基準よりも実際の被害率はよくなつてきておりました、実際問題といたしまして年々この付加保険料率は改定のたびに低く定めてきておるのですけれども、船の能力の向上等によりまして実際は多少特別会計の余裕金を生ずるようになつてきてゐる次第でございます。

○瀬野委員 再保険金額に関する規定の改正の問題でもう一点。現行制度は再保険金額は保険金額の百分の九十とする、こうなつてゐるのですが、水産庁のお考えでは、特に保険金額百分の九十以内、百分の七十以上の範囲内とするといふことを定めて考へておられるようですが、この百分の九十以内、百分の七十以上の範囲内、これについては法律事項としてはつきりと政令にこのことを具体的に明記していただきたい、こういふふうには思ひますが、この点はそういふふうになさるのですか。

○荒勝政府委員 七十と九十の間に政令で規定したい、こういふことと思つております。

○瀬野委員 そこで、いまの話はつきりと政令

で書く、こういふふうには理解していいですね。

○荒勝政府委員 そのとおりでございます。

○瀬野委員 大蔵省、いまのことではちよつとお尋ねしたいけれども、この決定については、いろいろこの機会に聞いておくのだけれども、農林省は何か九十にしてくれといふような意見もあつて、大蔵省がずいぶんがんばつてこういふふうになつたといふいきさつもあるのだが、大蔵省はこれについてどういふ見解を持っておられるのか、簡潔にお答え願ひたい。

○吉瀬政府委員 農林省がそう主張して、大蔵省ががんばつてゐるというのは事実でございます。昨年保険料率の改定を行ないました際は、やはり安全許容率などの点を考慮して七、八%落としたといふこととございまして、長期収支計算を考へてきめないとはいけませんけれども、できるだけ三年目の改定を考へて合理化をはかつてゐるところでございます。

○瀬野委員 次に、剰余金の問題についてちよつとお尋ねします。さつきから申し上げますように、特別会計に剰余金があつた場合は料率を下げる、こういつたことをぜひやつてもらいたい、こういふのが私たちの考へであります、いまのところ剰余金の規定が法律で何も書いてないといふふうに思ひますが、水産庁長官、何か関係法規によつてやられるのか、その点明確にお答えいただきたい。

○荒勝政府委員 ただいまこの特別会計には剰余金の規定については何らございせんしします。で、今回その剰余金の一部につきまして処分といひますか、交付金として交付することにつきまして、あらためて法律で三十五億円をお願いしておる、こういふふうには御理解願ひたいと思ひます。

○瀬野委員 大蔵省、いま答弁があつたように、それではいままでは間違つたやり方——特別会計法、これは歳入、歳出がはつきりして当然明確にして扱ふべき性質になつておりました常識でありましたが、いままでやつていたことは間違ひであつた、

今度このことがこういつたことにならぬために、特別会計法の一部を明確にしてやるのだ、こういふことに理解していいですか、大蔵省、どうですか。

○吉瀬政府委員 保険特別会計のたてまえでございますので、長期的には収支均衡するといふようなことで、あえて剰余金の処分に関する規定を置いてないわけでございます。御承知のように、四十一年に十二億、今回三十五億と剰余金の処分をやつたわけでございますが、これは特別会計における非常に重要な支出でございますので、特に特会法及び漁船損害補償法の改正を行ないまして使途を明確にするといふことにしたわけでございます。内容は瀬野委員御承知のとおり、みな漁船保険の経費収支の改善のために使うといふことにしておるわけでございます。

○瀬野委員 これをいろいろ詰めると時間が足りぬのですが、非常に問題なんです。特別会計法に反すると思ひます。いま水産庁長官からも今回こういつたことについての手当てを改正してやるのだといふ答弁がございまして、こういふふうには間違つた支出になつてゐる、こういふふうには思ひます。十分注意すべき問題だと思ひます。剰余金、こういつた金の帰属といふのはどこになるわけですか、だれのものになりますか。

○荒勝政府委員 本来この特別会計に六十八億円ほどの剰余金を計上しておりますが、これは保険金の中から積み立てられたものでございます。保険料から生じたものでございますので、当然に漁業者が負担したといふふうには考へておる次第でございます。したがいまして、この一つの筋道といひますと、過去組合員であつた漁業者に対してその寄与率に応じて配分すべきものといふ考え方も出てくるわけでございますが、この剰余金を単にこういつた漁業者に配分してしまひますと、非常に零細化したしまひます、あまり効率的でないといふことになりまして、この際一括しまして、四十一年のときは十二億円だったのでございます

が、その十二億円の先例にならしまして今回三十五億円を一括中央会に交付したということで、法律的に改正をお願いいたしてある、こういうふうな御理解願いたいと思ひます。

○瀬野委員 そこで、三十五億の交付の問題ですが、前回は十二億、今回三十五億、合計四十七億、こういうことでございますが、この交付金の使途は何か。われわれもこの法案、水産三法は一応賛成の方向で検討しておりますが、いろいろあとに問題にならないためにはつきりしておきたい、こういうことからお尋ねしておるわけですが、これ、これは一般会計から出すべきじゃないか、こういうふうには思ひます。今回特別会計法の一部改正で云々というふうなこともありましたが、現段階ではそういうふうな思ひ。それから、特別な法律をつくらなければならぬというふうにも考えられる。またこの団体にしても余ったらくれ、こういう姿勢ではいかぬと思うのです。たしか三十年から今回の四十六年までで積み立て金が六十八億二千七百九十四万九千円ですか、あつたわけですが、そういうことから、将来とも、これがたまたまならばこれといふ限がないと思ひます。こういふことについて、また国としても余ったから出すというわけじゃないかもしれぬけれども、結果的には余ったから出すというの、これは計画なしにいつまでも野放しに出していくというふうなことも通ずるわけで、実際にまずいのではないか、こういうふうな思ひわけです。余らなかつたら出せないのですから。そういうことを含めてひとつまとめてお答えをいただきたい。

○荒瀬政府委員 先ほど大蔵省のほうから御答弁になりましたように、本来この特別会計は収支均衡というもので、この収支が長期にわたつて均衡することを私たちが考えておりますし、またそういうふうな指導して実行してまいりたい、こういうふうな考えております。

しかし、年々この料率自身は下げておりまして、なおかつ特別会計の運営にあたりましては、われわれとしましては安全度を多少見込んである点もございまして、その結果、運用益といふ点もございまして、その結果、多少積み立てられてきたというふうな御理解願いたいと思ひます。この特別会計のそういう、今後運営上なるべく出ないよう、またこの料率は極力下げていくという指導方針で、われわれとしては運営してまいりたい、こういうふうな思ひしております。

今後の問題といたしまして、この中央会に今回は一括交付いたしました、この三十五億円と前の十二億円、あわせて四十七億円を基金という形で運用いたしまして、この元本にはおおよそ手をつけず、基金の運用利益によつて、この漁船保険の制度の円滑なる運営ができるように運用益を利用してまいりたい、こういうふうに思ひしております。平年ベースで大体二億九千万円くらいの運用益が今後生み出されてくるのではなからうか、こういうふうな理解している次第でございます。

○瀬野委員 いま答弁がございましたが、時間が詰まつてまいりましたので、はしよつていきます関係から、委員長にお願ひしておきますけれども、この十二億、三十五億の交付金——三十五億については新規の事業も若干考へてあるようにございまして、十二億の場合は、いわゆる三年間の漁船の無事戻しといふものです、無災害の場合には二百円くらい交付しているのですが、今回は四百円くらい交付しようかという話もありますけれども、そういうことを含めて、具体的にどういう事業をするのか。その内容について、資料をひとつ出していただくようお願いいたします。

それから、いまの分で、大蔵省に簡潔にもう一点聞きますが、付加保険料の格差は正がいろいろ団体で出されておるが、これは補助金でやつて、一般会計が持つ性質のものではないかと思ひます。すなわち、一般会計から負担せず特別会計から持つのはこれはおかしいのではないか。付加保険料の格差は正事業、こういうことを団体

で、交付金の運用益でいろいろ見ているわけですね。いわゆる付加保険料が高くなつていくということにもなるわけでございますから、こういうことに對しては、大蔵省はどういうふうなこの法案の検討段階で検討なさつたのか、大蔵省の見解を簡潔に承つておきたい。

○古瀬政府委員 付加保険料は、組合ごとに相当格差があるというところは、それ自体としては好ましいことではないわけでございますが、私も、基本的にやはり個々の組合の体質改善といふことが、合併とか、その他の経営改善が必要だと思ひます。ただ、私も特会の中で一つ事務費の補助金を見ておまして、事務費類似の総額で一億ほどあるわけでございますが、そのうち四千数百万円、組合の事務費補助として出ておるわけでございます。こういう種類のものを経営体質の弱体化組合を中心に支出していくということで、事態の改善に努力していきたいというふうに考えております。

○瀬野委員 そこで、特別会計からの補助金政策の中で、一般会計からではなくて、漁船保険特別会計から、従来、漁船保険組合あるいは漁船保険中央会が交付されている項目の中に四項目あるのですが、そのほか「其ノ他ノ諸費」という項目があるのですけれども、今回のこの補助金の問題については、どう考へても、特別会計法の中で見て「其ノ他ノ諸費」の中にこれらは含まれない。厳密に言つて、これも入らないというふうな思ひますが、「其ノ他ノ諸費」といふのは、どういふものをいうか。今回これが入つておるといふのは、どういふ意味に理解していいの。われわれは、これは法律違反じゃないか、こういうふうな思ひわけです。そういうことで先ほど若干触れたわけですが、大蔵省、このことについて、ひとつお答えをさうにいたしたいと思います。

○古瀬政府委員 特別会計法で非常に金額の大きいものとか、また質的に相当重要なものという種類のものは、特会法に収入支出として、いろいろその項目を書いているわけでございます。ただ、

金額的に小さいものは「其ノ他ノ諸費」として、一括して特会法の三条に規定しているところがございます。

現在、「其ノ他ノ諸費」の内容をいたしましては、先ほど申し上げました、漁船保険振興事業費補助金九千九百九十八万二千円、この内訳をいたしましては、検査技術員の設置費補助金とか、先ほどの組合事務費の補助金などがおおよそ内訳でございます。こういう種類のものを一般会計から負担すべしという御議論もあるわけでございますが、やはり現在、保険によりましては、保険経理でまかなえるものは特会でも持つという事例もあるわけでございます。たとえば中小漁業融資保証保険とか森林保険とかいふのはそういう例でございます。それから「其ノ他ノ諸費」の中にそういうものが含まれることは、特会法の規定上、別に違反しておるといふぐあいには私どもも考へていないわけでございます。

○瀬野委員 大蔵省、金額の小さいものというのだけれど、小さいものというの、大体どのくらいにめどを置いて小さいものというのですか。

○古瀬政府委員 金額の小さいものというの、若干説明があるいは十分でなかつたかもしれませんが別に何千万以下のものが小さいとか——その会計、会計の規模によりまして違ふのではなからうか、こう考へております。

○瀬野委員 会計規模によつて違ふということ、この点は今回は承つておきまして、また別途検討して、別の機会にいろいろと質問を申し上げます。

最後に、漁船積荷保険臨時措置法案について、二、三点簡単に伺つて、質問を終わりたいと思ひます。本法は、漁船に積載した漁獲物等について生ずることのある損害を保障する制度の確立に資するため、試験的に漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行ない、中央会がその再保険事業を行なうという必要な措置をするということでありまして、今回の提案に、船主責任保険制度新設が提案されてないわけですが、漁船保険中央会に調査を行

なわすために四十八年度予算に調査費補助金として二百六十五万一千円が計上されておるようでございますが、両方出すべきであつたのに、一方だけ出してゐるのは、これは資料の不足とか、いろいろなこともあつたらしいけれども、怠慢じやないかと思ひますが、その理由と対処方針をまず第一点、承りたい。

○荒勝政府委員 船主責任保険につきまして、私たちのほうも、でき得ればこの国会に法律案を提案し、また事業も実験的ではございますが、実行いたしましたのであります。やはりこの船主責任保険は、非常にむずかしい問題が多うございまして、もつとデータをはつきりさせないといふということもありまして、今後、この中央会に對しまして補助金を交付して――委託費でございますが、それで資料の収集を行なわせまして、スタートするときにははつきりにできますように、今回は見送らしていただいた、こういうふうに御理解願ひたいと思ひます。

○瀬野委員 いま答弁があつたように、これは当然両方出すべきだと思ひますけれども、どうかひとつ早急にこれも対策をとつていただきたいと思ひます。

もう一点は、本法の二条の二項に、「この法律において『漁船積荷保険』とは、漁船に積載した漁獲物その他の農林省令で定める物（以下『漁船積荷』という。）につき、滅失、流失、損傷その他の事故（戦争、変乱その他の農林省令で定める特殊な事由によるものを除く。）云々、こうあるのです。が、船で行くときには、当然これは燃料とか、餌料とか食料を積んでいく、大きい船では三千トンぐらい積んでいく。帰りにいろいろな魚を積んでくる。こういうことになつてゐると思ひます。ね。そういったことから、『農林省令で定める』ところありますけれども、省令の内容は問題だと思ひますが、どういふものを省令の内容にはつきりと明定されるのか、その点をひとつお聞きしておきたい。

○荒勝政府委員 省令で、法律が通りますれば、

私のほうで直ちに適用したいと考えておりますのは、この積荷保険の対象となりますものは、ただいまも御指摘になりました漁獲物及びその製品、燃料それから餌料並びに船員の食料等を予定してゐる次第でございます。また、積荷保険の事故としない特殊な事例といふことの御指摘がございましたが、これは、あまりないとは思ひますけれども、襲撃、捕獲、拿捕または抑留並びに騷擾その他の類似の事象とすることを予定いたしておる次第でございます。

○瀬野委員 最後に、大臣に一言承つて質問を終わりますが、いま時間の制約があつていろいろ皆さん方に御協力をいたしたいへん感謝しておりますけれども、水産三法、重要な法案であります。私たちが賛成の方向でこれを検討してまいりましたが、中を見ると、かなり特会の問題等関係がありまして、相当重要な問題をはらんでおります。理事会で定められた時間の範囲内で質問するということなので、私は、はしょつて重要な点を申し上げましたけれども、十分な審議ができませんでしたけれども、先ほど委員長にも申し上げました、前回交付しました十二億、それから今回の法案が通れば三十五億中央会に交付されるこの運用益によつていろいろ対策がとられるわけですが、その内容等もいろいろ多岐にわたつてきておる。港の照明等、その他災害補償金の来るまでのつなぎのための資金を出すとか、いろいろなことを考えられるようであります。これは十分監督していただかないと、また問題が起きてまいへんだし、いろいろ批判的になつてもいいけない。こういうことについて十分な指導監督をしていただくことをお願いしたい、そのことを大臣から、せっかく最後まで大臣おつていただきましたので、一言見解を承つて、質問を終わりたいと思ひます。

○櫻内國務大臣 承知いたしました。三十五億と十二億、合計四十七億円の運用益二億九千万円、これを海難防止助成事業あるいは無事故漁船報賞事業、海難防止対策事業、いろいろと従来使つて

おるわけでございますが、従来よりも額もふえることでございます。その支出の内容につきましては、お話のように、十分監督をしてまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 以上で質問を終わります。

○佐々木委員長 次回は明十四日、木曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十四分散会

昭和四十八年六月二十一日印刷

昭和四十八年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局